

平成24年9月11日から
平成24年9月12日まで

標 茶 町 議 会
第 3 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成24年標茶町議会第3回定例会会議録目次

第1号(9月11日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
総務経済委員会所管事務調査報告	8
厚生文教委員会所管事務調査報告	11
一般質問	12
深見 迪 君	12
黒沼俊幸君	19
松下哲也君	21
後藤 勲 君	24
長尾式宮君	27
鈴木裕美君	30
川村多美男君	36
報告第5号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について	40
議案第51号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について	49
議案第52号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について	50
延会の宣告	53

第2号(9月12日)

開議の宣告	58
議案第53号 工事請負契約の締結について	58
議案第54号 標茶町防災会議条例及び標茶町災害対策本部条例の一部を改正する 条例の制定について	60
議案第55号 標茶町集会施設等条例の一部を改正する条例の制定について	64
議案第56号 平成24年度標茶町一般会計補正予算	65
議案第57号 平成24年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	65
議案第58号 平成24年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	65
認定第1号 平成23年度標茶町一般会計決算認定について	69
認定第2号 平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定に ついて	69

認定第 3号	平成23年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	69
認定第 4号	平成23年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	69
認定第 5号	平成23年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	69
認定第 6号	平成23年度標茶町病院事業会計決算認定について	69
認定第 7号	平成23年度標茶町上水道事業会計決算認定について	69
諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について	70
議案第59号	教育委員会委員の任命について	70
議案第60号	教育委員会委員の任命について	71
意見書案第12号	国民の声に耳を傾け、消費税増税の撤回を求める意見書	72
意見書案第13号	米海兵隊の垂直離着陸輸送機オスプレイの配備撤回を求める 意見書	73
意見書案第14号	野田首相の福島原発事故の「収束宣言」の撤回、福島原発事故 原因の徹底究明・検証と北海道泊原発をはじめとする原発の再 な稼働をしいことを求める意見書	73
意見書案第15号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以 下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書	74
意見書案第16号	道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子ど もの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書	75
意見書案第17号	緊急事態に関する意見書	75
意見書案第18号	2次医療圏の設定に関する意見書	76
閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）		77
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）		77
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）		77
議員派遣について		77
日程の追加		77
議案第56号	平成24年度標茶町一般会計補正予算	78
議案第57号	平成24年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	78
議案第58号	平成24年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算 （議案第56号・議案第57号・議案第58号審査特別委員会報告）	78
閉議の宣告		78
閉会の宣告		78

平成24年標茶町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成24年 9月11日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 5 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 報告第 5号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について
- 第 8 議案第51号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第 9 議案第52号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

○出席議員（14名）

- | | |
|--------------|---------------------|
| 1番 松下 哲也 君 | 2番 長尾 式宮 君 |
| 3番 菊地 誠道 君 | 4番 本多 耕平 君 |
| 5番 林 博 君 | 6番 黒沼 俊幸 君（13：10早退） |
| 7番 後藤 勲 君 | 8番 館田 賢治 君 |
| 9番 鈴木 裕美 君 | 10番 田中 敏文 君 |
| 11番 熊谷 善行 君 | 12番 深見 迪 君 |
| 13番 川村 多美男 君 | 14番 平川 昌昭 君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|---------|---------|
| 町 長 | 池田 裕二 君 |
| 副 町 長 | 森山 豊 君 |
| 総務課 長 | 島田 哲男 君 |
| 企画財政課 長 | 佐藤 弘幸 君 |
| 税務課 長 | 武山 正浩 君 |
| 管理課 長 | 後藤 英之 君 |
| 住民課 長 | 佐藤 吉彦 君 |
| 農林課 長 | 牛崎 康人 君 |
| 建設課 長 | 井上 栄 君 |
| 水道課 長 | 妹尾 茂樹 君 |

平成 24 年標茶町議会第 3 回定例会会議録

育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	蛭田和雄君
教育長	吉原平君
教育管理課長	高橋則義君
指導室長	青木悟君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉手美男君
議事係長	服部重典君

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長（平川昌昭君） ただいまから、平成24年標茶町議会第3回定例会を開会します。
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長（平川昌昭君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平川昌昭君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、

8番・館田君、 9番・鈴木君、 10番・田中君

を指名いたします。

◎会期決定

○議長（平川昌昭君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月12日までの2日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、9月12日までの2日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（平川昌昭君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の六点について補足をいたします。

一点目は、市町村共済組合宿泊施設の利用状況についてであります。

先に、新聞報道のありました市町村職員が、札幌への公務出張の際、市町村職員共済組合が運営するホテル・ポールスター札幌に宿泊し、福利厚生事業としての宿泊施設利用助成制度を利用することは、公費の二重取りになり不適切な使用方法であるとの指摘がございました。本町では、平成19年度から職員が札幌、東京等への公務出張する場合には原則パック旅行を利用し、実費精算することとしており、パック旅行の場合、当該宿泊施設は対象になっ

ておらず、利用の実態はありません。現在もその運用をしているところであります。

しかしながら、急な出張などによりパック旅行が適用とならないで出張することも有りうることから、全職員を対象に 4 月から札幌出張についての実態調査をした結果、札幌へ出張した職員数は 112 名おり、パック旅行を利用した回数 147 回、パック旅行以外での出張回数 11 回、あわせて 158 回の出張回数がありました。そのうちホテル・ポールスター札幌を利用したのが、1 泊あったものです。

今回の調査結果を踏まえ、今後も札幌へ出張は、パック旅行を利用することを基本とし、また何らかの理由によりホテル・ポールスター札幌へ宿泊する場合は、「助成制度の適用を辞退すること」をホテル側へ申し出るよう、職員へ指示したものであり、今後において、より事務執行の適正に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

二点目は、スポーツ合宿誘致の結果についてであります。

本町のスポーツ合宿につきましては、地域経済の活性化、人的、技術的交流による有効な情報収集と良質な情報発信が例年行なわれ、本町の夏の風物詩とも言うべき事業となっております。

本年度につきましては、合宿誘致推進員をはじめ関係者の方々のご努力によりまして、天満屋、大塚製薬の実業団陸上チーム、日本体育大学スケート部、釧路地方陸上競技協会、札幌市藤野少年剣道クラブなどの団体が来町し、延べ 400 名を超える競技者が本町に集い、汗を流していただきました。また、中学校野球夏季標茶交流大会が管外を含む 12 チームの参加により開催され、本町の賑わいづくりに貢献をいただきました。合宿団体については、本町の恵まれた環境の中でトレーニングを積む中、住民との交流や地元児童生徒に対する技術指導を行なうなど、所期の目的を達したところであります。

なお、懸案でありました文化合宿につきましては、釧路工業高等専門学校吹奏楽部、太平洋太鼓保存会の 2 団体が合宿練習で来町いただき、このご縁に期待するところであります。

本町の合宿地としての様々な魅力は確実に定着し、かつ、広がりを見せはじめておりますことから、今後につきましても、合宿誘致推進員の活動を初めとする積極的な誘致を行い、質、量、ともに充実した展開を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

三点目は、第 50 回北海道障害者スポーツ大会の開催についてであります。

9 月 2 日に、第 50 回北海道障害者スポーツ大会のフットベースボール競技が町営球場を会場に開催されましたので、ご報告をいたします。

標茶町での北海道障害者スポーツ大会の開催は、1999 年に引き続き 2 回目の開催となります。今回、フットベースボールの競技には、根室市から「希望の家フライヤーズ」と「希望の家ファイターズ」の 2 チーム、弟子屈町から「てつなぎオールスターズ」、そして地元標茶町からは「コスモスファイターズ」のあわせて 4 チームが出場しました。

大会は、「コスモスファイターズ」の榎本雄一選手によりまして、力強い選手宣誓により開始され、好天に恵まれるなか、熱戦が繰り広げられ、地元「コスモスファイターズ」は 3 位入賞と健闘いたしました。出場された選手は、日ごろの練習の成果を発揮されるとともに、多くの方々と交流を深め、心に残る大会になったものと思います。

また、この大会の開催にあたり、運営委員としてご支援とご協力をいただきました地元の体育協会、スポーツ推進委員の会、軟式野球連盟など多くの関係者の皆様に心から厚くお礼

申し上げ、報告といたします。

四点目は、平成24年度標茶町総合防災訓練についてであります。

去る 9 月 1 日の防災の日にあわせ、防災意識の高揚と、家庭、地域、行政などが日頃の備えや役割を確認するため、また各地区での自主防災組織設立への参考になることを目的に実施した「平成24年度標茶町総合防災訓練」についてご報告をいたします。

本年度で 7 回目となる「標茶町総合防災訓練」については、第 1 部として、市街地の町内会ごとに住民参加の避難訓練と安否確認を実施し、その避難状況等を災害対策本部へ連絡する伝達訓練。また、8 月に各公民館に設置した防災無線を活用して、災害対策本部と公民館との伝達訓練が行われました。

第 2 部では、災害時に標茶町で実際に行われる技術や工法の見学として、標茶消防職団員による救出訓練、標茶町災害対策土木協議会構成員による水防工法土のう作成訓練が行われました。また、会場には排水ポンプ車等災害時対応車輛の展示も行ったところでもあります。

第 3 部ではトレーニングセンターを避難所に想定した災害時の疑似体験や学習、展示物見学などが行われ、災害発生時の備えや心がけや地域割の確認等が行われました。

訓練当日は天候にも恵まれ、市街地町内会、地域会の皆様の参加や、各関係機関のご協力の結果、総数約 300 名の参加となったものです。

今回の訓練と並行し、住民避難訓練のあと独自の訓練を展開した町内会も見られるなど、自主に防災の取り組みが図られているものであります。

自助、共助、公助がうまく連携ができ、生命と財産を守る事の出来る「安全で安心な町づくり」を引き続き推進していく所存であり、今回ご参加いただきました多くの町民の方々、町議会の皆様をはじめ関係機関の方々に感謝を申し上げ、ご報告といたします。

五点目は、職員の在職状況についてであります。

平成23年度の年度途中においての退職、採用状況についてであります。1 月に事務職 1 名、介護職 2 名が退職しており、採用については、町立病院の看護体制の見直しにより 2 月に看護師 1 名を途中採用しております。3 月 31 日付の定年退職者につきましては、事務職 5 名、技術職 1 名、計 6 名であります。

また、本年 4 月 1 日付をもって、事務職 6 名、作業療法士 1 名、看護師 1 名、介護職 2 名の採用を行った結果、退職者数 9 名、採用補充等で 11 名、差し引き 2 名の増となり職員総数は 268 名となりました。

現在、第 3 期行政改革に従い、新たな行政需要にも柔軟に対応できるよう適正な人員配置に努めることとし、事務事業の見直し等により職員数の削減を計画しておりますが、2 年次は、病院看護体制、リハビリ療法の充実で 3 名を増員し、また、滞納整理機構への職員派遣もあり、総体で 2 名の増員となっております。

組織人員の見直しにつきましては、今後とも、住民サービスの低下を招かぬよう充分意を配しながら、引き続き努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

六点目は、標茶町産業まつりの開催についてであります。

去る 9 月 9 日、釧路川標茶緑地公園内特設会場で第 39 回標茶町産業まつりが実行委員会の主催により開催されました。

当日は、時折小雨混じりとなるあいにくの天気ではありましたが、標中、標高プラスバン

ト部による演奏で幕を開け、餅まきなどのイベントやタレントによるショーに歓声が起こり、一方ではしべちゃマルシェと銘打った星空の黒牛の焼肉や、標茶高校が開発にかかわった特製牛すじ丼などの地場産品に舌鼓を打つ姿や、しべちゃ牛乳を求める長蛇の列が見られ、用意していた食材はほぼ完売の大盛況でありました。天候にかかわらず昨年並みの来場者となり活気にあふれ、まさにふるさと標茶での楽しいひと時を送っていただけたものと感じております。

開催に当たり準備等いろいろな場面でご協力いただいた実行委員、ボランティアスタッフの皆様とご来場の皆様に感謝を申し上げる次第であります。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 平成24年第3回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下六点につきまして補足し、ご報告いたします。

はじめに、外国語指導助手の交替であります。

平成22年7月から外国語指導助手として活躍されていたヤヒロ・カリさんが、去る7月25日退職され、その後任として、ディービス・スティーブンさんが7月30日に着任いたしました。ディービス・スティーブンさんは、イギリス・ウェールズのニューポート出身であります。幼少期から日本の文化、歴史に興味があり今年大学を卒業しすぐに、ALTを希望したそうです。趣味はスポーツで年齢も子ども達に近いということもあり、本町の子ども達により身近な英語教育と国際理解教育に大きな成果をもたらすものと期待しております。

二点目は、児童・生徒のいじめに関する状況調査についてであります。

町教委としては、よりきめ細かく実態を把握し、いじめ根絶に向けた取組の検証と、今後の指導改善に役立てるため、年2回の調査と追跡調査を実施しております。昨年度からは、道教委も年2回の調査となり、それに合わせた形で調査を継続しています。その結果についてご報告いたします。

まずはじめに、結論から申し上げますと、これまでの調査で、「いじめられた」と答えた児童生徒は5月末の段階において7.7パーセントいましたが、追跡調査によって、いわゆる深刻ないじめではなく、その後の指導によってすべて解決されたことを報告いたします。

これまでの早期発見、早期対応の継続的な取組の成果が現れているものと考えているところであります。

また、「どないじめをされましたか」の問いに対しては、いじめられたと答えた子のうち約52パーセントが「悪口」で最も多く、次に「たたいたり、蹴られたりした」、「仲間はずれや無視」が続いており、例年と同じ傾向を示しています。

ただ、「いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますか」という問いにつきましては、約8割の児童生徒が「そう思う」と答えているものの、「そう思わない、どちらともいえない」と答えた子が、2割いることとなります。このことにつきましては、今後の課題として受け止め、各学校の取組はもとより、調査結果を保護者に配付し協力を求めたり、学校における活動を紹介するリーフレットを作成し、児童生徒や地域住民に配付するなどし、

各学校の取組が家庭や地域住民にも周知され、連携のきっかけとなるよう働きかけていきたいと考えているところであります。

いじめは、学校が集団生活の学びの場である以上、どこかで発生しうる可能性があるものであり、それによって悩み、苦しんでいる子どもがいるかもしれないということを常に認識し、対策を講じることが大切であります。

今後も、いじめ根絶に向け、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を發揮するとともに、連携を強化し、いじめの早期発見、早期対応に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

三点目は、授業中の児童生徒の事故報告についてであります。

事故内容につきましては、6月4日午前10時20分、標茶中学校理科室で理科の授業において、水素の性質の理解を深めるため「水素の爆発」を自作の装置で演示実験するものでした。生徒から希望者を募り防御方法について説明のうえ水素と酸素を混合したシャボン液に点火をさせたところ1名の生徒が爆発音の影響で耳鳴り症状が現れたものです。

同日、校長と担当教諭が家庭訪問し、状況説明と謝罪をしましたが、翌日、釧路市内の耳鼻科医院で受診したところ「音響性難聴」の診断を受け、現在も通院加療中であります。保護者の方には、学校において再発防止と安全面の確保さらには危機管理意識の徹底を図ることをご理解をいただきました。

また、各学校に対しても授業における安全面の確保について強く指導したところでありますが、今後も質の高い授業の提供とともに安全対策を強化してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

四点目は、児童、生徒が各種大会において、大きな成果を収めましたので、ご報告申し上げます。

小学生において、7月22日に千歳市で開催されました「第26回マルちゃん杯北海道少年柔道大会」において「標茶柔道少年団A」が見事準優勝を果たし、9月17日から東京武道館で開催される全国大会に出場することとなりました。

中学生においては、8月3日から5日に稚内市で開かれた「中体連・全道大会」で標茶中学校・卓球部女子団体が3位入賞し、8月20日から横浜市で開催されました「第43回全国中学校卓球大会」に出場しました。結果については、健闘いたしましたが予選リーグ1回戦敗退となりました。

今後の児童、生徒の更なる活躍を期待するものであります。

五点目は、「第23回子どもの夢を育てるまつり」についてであります。この事業につきましては実行委員会が主体となり関係機関、団体の協力を得て7月29日駒ヶ丘公園において盛大に開催されました。当日は、開会前から多くの子供たちや付き添うお父さん、お母さん、さらにはおじいちゃん、おばあちゃんが会場に訪れ、本来の目的であります子供のためのイベントとして、多くの町民の参加をいただきました。

内容につきましては、恒例のミニSLの運行やペットボトルロケット飛ばし、白バイやミニ消防車の乗車体験、乗馬体験コーナーやダンボール迷路に加え、新たに自転車運転の危険予測を擬似体験できるコーナーの開設、さらに、今回は標茶消防署とドクターヘリによる合同救助訓練も行われ、本番さながらの訓練に会場を訪れた参加者は真剣に救助訓練を見学し

ていました。また、訓練終了後にドクターヘリの見学会も行われ、多くの子供たちが興味深々に覗き込んでおりました。会場では各ブースとも盛況でいろいろと工夫された遊びと出店の食べ物が提供され、思い思いの遊びを体験するなど、将来を担う子供たちに楽しい夢を与えることができた一日となりました。

六点目は、図書を受贈についてご報告いたします。

標茶町図書館への図書の寄贈がありますが、標茶古本市の会から児童図書20冊（5万2,930円相当）の寄贈をいただき、昭和59年から累計で1,321冊（191万5,525円相当）となりました。

心より感謝の意を表するものであります。

以上で今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 引き続き、議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時20分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎総務経済委員会所管事務調査報告

○議長（平川昌昭君） 日程第4。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・林君。

○総務経済委員会委員長（林 博君）（登壇） 総務経済委員会所管事務調査報告書について
本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

1. 調査事項 (1)太陽光発電について、(2)バイオガス発電について。

総務経済委員会所管事務調査報告書。

調査日時、場所については、記載のとおりですので省略させていただきます。

1. 調査事項 (1)太陽光発電について、(2)バイオガス発電について。

2. 出席者 出席者についても記載のとおりですので省略させていただきます。

3. 調査の経過及び内容 (1) 太陽光発電について

住宅用太陽光発電の設置にかかわる内容について、関係資料を基に調査を行った。太陽光発電は地球温暖化による二酸化炭素削減や環境にやさしい自然エネルギーとして考えられ、また、平成23年3月11日の東日本大震災による福島第一原発の事故以来、エネルギーのあり方が見直されてきており、関心がもたれているところでもあります。

設置にかかる初期投資は、現在、屋根置型で1キロワット当たり約50万円から56万円位が一般的である。設置にあたっては国の補助制度があるが、10キロワット未満で1キロワット当たり今まで4万8,000円であったが、平成24年度から3万円又は3万5,000円となった。

太陽光発電により住宅で使う量を上回る発電が行われた場合、その上回る分を10年間固定で電力会社に売ることができる余剰電力の固定価格買取制度があり、平成22年度は1キロワットアワー当たり48円であったが、平成23年度以降42円となっている。買取価格は毎年見直されるが、平成24年7月から始まった再生可能エネルギー買取制度では価格は据え置かれた。また、現制度では電力会社が買取価格を一般電気料金に上乗せして回収することができることとなっており、再生可能エネルギーの普及に伴い、今後電気料金が上がる事が予想される。

(2) バイオガス発電について

家畜ふん尿によるバイオガス発電について、これまでの経過と今後の課題について所管する農林課長等より資料を基に説明を受け、質疑を行った。

バイオガスプラントとは家畜ふん尿や生ごみ等の有機性廃棄物をメタン菌により嫌気性発酵処理を行なうシステムで、発酵の際に発生するガスがバイオガスである。バイオガスには約60パーセントから65パーセントのメタンガスが含まれており、エネルギーとして給湯、暖房、発電などに利用され、発酵後の消化液は悪臭も軽減でき良質な肥料として圃場に還元されている。

北海道におけるバイオガス施設は現在41基稼働しているが、発電施設があるのは約半数である。プラントの設置には多額の初期投資が必要であり、バイオガス発電の買取価格は今まで1キロワットアワー当たり平均7円程度であり、売電だけを考えた場合採算の合う施設とはいえないのが現状である。ガスの発生は投入材料に左右され、有機質などの副資材を混ぜることにより大幅に増加する。

また、バイオガスの先進国であるドイツ視察の報告と説明を受けた。建設費用が安く売電価格が高いことから、ふん尿処理におけるバイオガスプラントというよりも、事業として行っているため、投入原料も7割が本来牛の餌となるコーンサイレージなどであり、根本的にバイオガスに対する考え方が違うようである。

(平成24年8月9日から10日)

バイオガスの先進地であり、住宅用太陽光発電システムの設置に対し、独自の補助金を交付している十勝地区の視察、調査を行った。

視察先の概要については、一部省略して報告させていただきます。

道の駅しほろ温泉（バイオガス利用施設）

バイオガスプラントの必要性については、地球温暖化や基幹産業である農業の持続的発展を図るため、家畜ふん尿の適正な処理と農村環境の維持・向上が必要である中、飼育頭数の拡大や飼養形態の変化により、スラリー状のふん尿の適正処理が難しくなり、悪臭、水質問題などからバイオガスプラントの検討が始まった。平成10年に海外プラントの視察調査、平成11年に事業実現可能性調査を行い、平成13年度に土幌町循環型農業システム検討会を立ち上げ、当初集中型を検討していたが、個別型に変更してバイオマス利活用フロンティア推進事業を活用し、モデル実証施設として平成15年度に2基、平成16年度に1基建設している。設置者は町で、農家は使用料を支払う形態となっている。

バイオガスプラントシステムの導入により、これまでの堆肥化処理に伴う切り替えし作業等がなくなるとともに、散布作業が容易になり作業の軽減が図られている。

メタン発酵後の消化液は悪臭がほとんどなく、良質で即効性の高い液肥となり、農地に還

元され、実証農家のほか近隣の畑作農家でも利用されている。

課題としては建設コストが高いことで、現状では200頭規模で1億5,000万円程かかる。また、ランニングコストも年2、300万円、余剰電力の売電価格（平均1キロワットアワー当たり7円弱）も使用電気料金を大きく下回っていたが、再生可能エネルギー法により売電価格が1キロワットアワー当たり39円となったことで、バイオガスプラントの普及が期待され、現在農協プラントとして4基建設中である。

バイオガスの利活用については、バイオガスを精製したバイオメタンを輸送し、「道の駅しほろ温泉」で発電して、電力及び排熱を給湯、暖房などに利用しているが、売電価格が上がったことで、売電した方がメリットがあるとのことである。

士幌町、房谷牧場（バイオガスプラント）

実証農場の一つであります。年間発電量は約33万8,000キロワットであり、売電と使用電気及び燃料費の差引電気代は、1カ月当たり約6万円程度とのことであるが、売電価格が39円となったことから、今後はすべて売電する予定である。

鹿追町環境保全センター

家畜ふん尿の適切な処理、生ごみや農業集落排水汚泥などの地域に賦存するバイオマス資源の有効活用を推進するために、平成18年に「バイオマスタウン構想」を策定し道営事業により「鹿追町環境保全センター」を整備し、平成19年10月より稼働している。

処理能力は、家畜ふん尿処理施設としては日本最大級であり、年間発電量は、平成23年で約193万5,000キロワットとなっている。施設の運営は14戸の農家で構成する利用組合が行い、収集から散布まで4名の雇用により運営している。

施設の利用料は1頭当たりの換算で年1万2,000円、消化液の散布料は消化液込で組合員が1トン当たり550円、畑作農家は1トン当たり600円で、近隣の畑作農家30戸が利用し、年間3万トン散布している。水分の少ないふん尿などは、農家の要望もあり一部堆肥化している。

発生するガスは発電してセンター内で利用し、余剰分は売電しているが、ほかに圧縮して温室ハウスやバイオガス自動車、一般ガス器具の利用など、将来におけるバイオガスの利活用の可能性について調査、研究をしている。

帯広市役所、太陽光発電試験場

第6期総合計画の中で、豊かな自然環境を保全するとともに、温室効果ガスの排出抑制などを通して環境への負荷を低減し、快適な生活環境を保全する事としており、第2期環境基本計画では二酸化炭素削減に向け、住宅等で利用できる新エネルギー、省エネルギー機器・設備の利用拡大を図るための施策を進める制度の推進を図ってきている。平成12年度に太陽光発電システム導入促進補助金制度を創設し、平成18年度に木質ペレットストーブを加えて「新エネルギー導入促進補助金制度」に変更し、平成21年度には太陽光発電システム導入資金貸付金制度を新たに創設した。更に、平成22年度には補助金の対象にCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、潜熱回収型ガス給湯暖房機（エコジョーズ）を加えた。

市では環境モデル都市行動計画を策定し、太陽光発電システムについて2020年までに5,000戸、2030年までに1万戸の設置を目標としている。補助金は現在、購入及び設置費用の2分の1、上限15万円としており、貸付金は最大170万円を10年以内無利子で融資している。

4. 委員会の所見

平成23年3月11日に起きた東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故をきっかけに、安心、安全なエネルギーのあり方が全国的に見直されてきている。原子力発電は一時的に稼働がゼロになったが、電力不足を理由に再稼働し、多くの国民が不安を募らせている状況にある。

太陽光発電については天候に左右されやすく、夜間発電されないなど安定的な供給とはなっていないが、環境にやさしいエネルギーとしてメガソーラー及び住宅用とも今後も普及が進むと考えられる。住宅用太陽光発電システムの導入にあたっては、システムの購入、設置費用は年々下がってきてはいるが、未だに高額なためその導入経費が最大の問題となっている。今後、国の補助制度の動向を注視しながら、本町でも補助制度、資金貸付制度の創設に向け検討し実施すべきである。

バイオガспラントについては、家畜ふん尿の適正処理による環境改善、CO₂削減による地球温暖化防止、バイオガスによるエネルギーの生成、有機質肥料として消化液の製造など多様な要素がある。施設整備には多額の費用がかかり、ガスや消化液の利用だけでは投資は難しい面もあったが、本町の基幹産業である酪農の維持継続を図る上からも、また、売電価格が1キロワットアワー当たり39円となったことから、費用対効果の面からも十分に導入が可能な状況と考えられる。

発電にかかる送電網の整備は、現状では発電事業者が行うことが基本となっていることから、個々での対応には限界があり、普及に支障が出てくる可能性もある。太陽光、バイオガスなど新エネルギーの普及のため、希望者が平等に設置できるよう、国をはじめ電力会社へ要請することも必要である。

また、導入を促進させるため、標茶町も環境にやさしい自然エネルギー、地域に賦存する新エネルギー、再生可能エネルギーを推進していく町を目指し、総体的に検討することが必要と考える。本町では8月に今後の再生可能エネルギーの利用を検討するため、町、農協をはじめ関係機関により「標茶町エコヴィレッジ推進協議会」を設立されたが、標茶町が目指す環境にやさしい資源循環型酪農の基本理念を早急に策定し、本町にふさわしい、再生可能、自然エネルギーの利活用についての方策を推進することが必要である。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（平川昌昭君） 日程第5。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・田中君。

○厚生文教委員会委員長（田中敏文君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告書について

て。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

調査事項 さくら保育園、町立幼稚園の合築後の運営について。

厚生文教委員会所管事務調査報告書。

調査日時は平成24年 8 月 7 日、 調査場所は標茶町役場議員室でございます。

1. 調査事項、さくら保育園、町立幼稚園の合築後の運営についてであります。
2. 出席者は記載のとおりでございます。

3. 調査の経過 佐藤住民課長から23年 7 月21日さくら保育園、町立幼稚園改修に係わる保護者説明会から24年 7 月18日さくら保育園、町立幼稚園合築に係わる保護者合同説明会までの経過を保護者説明会での説明資料に基づき説明を受けたのち、質疑を行った。

主な質疑内容は記載のとおりでございます。

次に、4. 委員会の所見

標茶町第 4 期総合計画に基づき合築が進められている、幼稚園、保育園での集団生活などは、心身の健やかな成長を促しコミュニケーションが育成される重要な時間でもある。幼児の望ましい心身の発達を促す幼児教育や家庭教育を進めていくことが求められている。幼保一元化のメリット生かし、標茶型幼保一元化をさらに視野にいれた環境整備を進めていくのが重要である。

厚生文教委員会所管事務調査報告書以上であります。

○議長（平川昌昭君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午前 10 時 37 分

再開 午前 10 時 38 分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（平川昌昭君） 日程第 6、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

12番、深見君。

○12番（深見 迪君） （発言席） それでは、質問をいたします。

まず、第 1 点目ですが、成年後見人の問題であります。

政府の高齢社会白書を見ると、高齢者が困ったとき、同居の家族以外で頼れる人の割合は

諸外国との比較で最も低く、24年版の高齢白書でも、60歳以上のひとり暮らしでは、困ったときに頼れる人がいないと答えた人は、男性では20%、女性では8.5%となっています。

本町の第5期高齢者保健福祉・介護保険事業計画では、超高齢化社会の到来に備えた本格的な高齢者施策が求められるとして、地域全体で互いに支え合う地域福祉社会の仕組みづくりが必要としています。

私は、その1つとして、次のことを提案します。

それは、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、その生活や財産を守るため、本町でも市民後見人の確保を目的にした事業の推進を行うべきと考えます。この点についての町長の認識と所見を伺います。

厚生労働省は、平成24年4月1日施行で、老人福祉法第32条の2を創設しました。その内容は、市町村は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとして、1、研修の実施、2、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦、3、その他必要な措置を講ずるなどです。平成24年度で、国は40カ所について予算化しているので活用してほしい旨の事務連絡を行っていますが、予算化を含めた厚労省の本年度の情報について、明らかにしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） （登壇） 12番、深見議員の認知症やひとり暮らし高齢者のための成年後見人等の確保のための事業の推進をのぞねにお答えいたします。

議員ご指摘のように、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、中には親族等による成年後見の困難な方も増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、担い手の確保が必要であると、そのように認識をしております。

また、平成23年6月に老人福祉法が改正をされ、市民後見人の育成・活用が市町村責務とされ、都道府県は市町村を支援するとなったことから、厚生労働省において、平成24年度予算では40カ所での「市民後見推進事業」の実施が予定されています。

内容については、市町村における市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業となっており、事業の実施主体は市町村とし、ただし社会福祉協議会、NPO法人など適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託も可能となっております。

事業の内容は、市民後見人養成のための研修の実施、市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、市民後見人の適正な活動のための支援などです。この事業につきましては、基本カリキュラム50単位、1単位60分ですが、を実施するための専門講師の確保や、養成修了後のフォローアップの研修も必要など、現状ではかなりハードルが高い事業であると、そのように認識をしております。

また、北海道においても、平成24年から26年度の3カ年で、市民後見人を養成する事業に取り組むとの情報もあります。

今後、標茶の実情に合った取り組みについて、関係機関である社会福祉協議会等との協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番、深見君。

○12番（深見 迪君） 私も、今、釧路市でかなり、遠くは余市とか南富良野とかでやっているようなのですが、釧路市はかなり以前から盛んに取り組まれていると。実際にその講座に参加した人たちのお話を伺いに行きました。今、町長おっしゃったように、ハードルが高いそうですね。かなり厳しい。プロの方が来て講義をするということなのです。

それで、ちょっと立ち入って伺いたいのですが、1つは福祉法の改正の中で、市町村の努力義務として、市町村長による後見等の審判請求が円滑に実施されるようにというふうになっているのですが、先ほど責務というふうに町長おっしゃいましたが、この努力義務についてはどういう認識をお持ちなのでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

市町村が主体となって実施すべき事業と、そのように認識をしております。

○議長（平川昌昭君） 12番、深見君。

○12番（深見 迪君） 釧路あたりでこの事業を行うときに、法定後見人がどのくらい必要なのかという潜在需要、これについて調べたものがあります。約5,515人、人口の3%程度が法定後見人を必要としているのだと。そのうち、決定後、後見を利用した人数については、潜在需要の3%、これは身内が多い、この程度だということですね、165人と。これを除けば、必要なのに守られていない人たちが5,346人、約97%が放置されている現状にあって、それで市民後見人を活発に進めているということなのですね。これは人権侵害とか経済被害とか、さまざまなそういう内容があって、行政のいろんな調査でこれがわかったのだと。ここから期待される後見人の数を割り出して、後見人1人で10名ぐらを守るといえるという計算をしているのです。それで534人と。需要と供給を10分の1として、需要534人なので供給54人ということで、50名を超える後見人の育成ということを目指しているようなのですが、標茶の場合、これわからないというか、今はっきりしていなければよろしいのですが、この法定後見の潜在需要というのは大体どのくらいいるかというのはどうなのでしょう。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 詳細につきましては、個人の個別の実態等を押さえているわけではないと思いますが、基本的な部分として、人口に対してどの程度ということと言えますと、先ほど議員がおっしゃったような数字とちょっと私どもが捉えている数字が違うので、担当課長のほうからお答えいたします。

○議長（平川昌昭君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えいたしたいと思います。

これは先行している自治体のあくまでも現状での数値ということでご理解いただきたいのですが、私どもが押さえている数値としまして、現在、南富良野が先行してやっています、その中で実際に出てくる、将来的に例えば認知症とか、そういう後見人を親族から見出すことができないと想定される人口というのは、南富良野さんの例で言うと人口の約0.2%という数字が出ています。

それで、標茶町の人口で計算しますと、今、約8,300人、ちょっと1人切ったのが先月末の

数字ですが、それで言うと16.6人くらいになります。ですから、17人程度、南富良野の例で言うとそういう人数が出てくるといふ、それが潜在的、それが多いかどうかというのはその町のいろんな状況、家庭環境とか核家族化の進行状況とかによって変化するのだらうなと思うのですけれども、一応その程度の潜在的な需要がこれから発生するのだらうなというふうには想定しております。

○議長（平川昌昭君） 12番、深見君。

○12番（深見 迪君） それ私の調べてみた数字とちょっと違うので、その点については別に急いで合わせる必要がないのでやめますけれども、南富良野なんかでは、日常、後見業務を担う市民後見人を100人養成するというような事業内容になっていると聞いているのです。書いているのです。だから、それからいくと0.2%というのはいかにも低いなというような気はするのですが、しかしその数字合わせについては後で調べればわかることであって、きょうはこの辺にしますが、いずれにしてもこの法改正に基づいて、標茶町もこの後見制度の研修制度について、これから積極的に取り組むというご判断でよろしいでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをします。

私どもとしても、法の趣旨、それから社会環境、それからやっぱり住民が一番安心して暮らしていけるためにどういった施策が大切かということで、これらにつきましては前向きに検討してまいりたいと思っておりますけれども、ぜひご理解をいただきたいのは、やはりこの後見人というもののハードルが非常に高いということでもあります。都会で多くの資格を有する方たちがいらっしゃる中と、やはり過疎の広大な面積を有する私どもとはかなり実態が違うわけでありまして、特にこの個人の権利、義務に対する高い識見がこれ問われるわけでありまして、どなたでもいいという話にはならないわけで、そういったことをこれからやっぱり必要な知識、技術もそうでしょうし、社会規範、倫理性等々をどうやってやはり有為の方々に指摘をしていただいて、町全体として適正な運営ができるか等々については、当面、想定されるのは社会福祉協議会だと思いますので、社会福祉協議会との間で協議を進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番、深見君。

○12番（深見 迪君） それでは、2つ目の質問に入りたいと思います。

以前にも出していたのですが、ファミリーサポート事業の早期実施ということなのですが、これは22年の6月と23年の3月にこの質問をしました。

それで、本題に入りますが、親や保護者の人たちが安心して働くことができるようにするための働く親の勤務形態による幼児、児童の送迎や預かり事業など、いわゆるファミリーサポート事業の実施を町は約束しましたが、まだ実施には至っていません。管内の実施市町村全てについて調査しましたが、全て社会福祉協議会が実施主体となっています。ファミリーサポート事業についての2度目の質問は今年の3月議会でしたが、それから1年半経過しています。町の取り組みの状況はどうなっているか、伺いたいと思います。

働く親の皆さんの実態を見ますと、コンビニ店員や酪農ヘルパーあるいは介護員など、勤務時間が保育園や学童保育の時間帯から外れていて、非常に困難を抱えている状況もあります。また、急に軽度の病気で子供が学校から帰らざるを得ない場合など、それに対応して急

に仕事を休めない実態もあります。一刻も早く事業展開をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 続きまして、幼児、児童の送迎や病児等の預かりなど働く親をサポートするファミリーサポート事業の早期実施をのお尋ねにお答えをいたします。

ファミリーサポート事業につきましては、以前のご質問の中で検討していきたいとお答えをしておりましたが、社会福祉協議会と実施主体について協議を行ってまいりましたが、事業実施主体等が決まらず、設置できない状況にあります。

また、病児対応に視点を置き、病院等での展開も検討してまいりましたが、実施には至っておりません。事業の必要性、重要性については十分認識をしておりまして、設置に向けて取り組む考えに変わりはありません。

管内の実施状況につきましても、実施している釧路町、厚岸町、弟子屈町、鶴居村では、社会福祉協議会を中心に行われておりますので、これらの実施状況を参考にしながら、さらに検討を進めたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番、深見君。

○12番（深見 迪君） ぜひご努力いただきたいと思いますが、ちょっとつけ加えますと、釧路市なんかは阿寒や音別の地域も抱えているということで、実際に僕、釧路市と釧路町の事務所を訪ねまして、いろいろアドバイザーの方にお話を伺ってきました。

その中で、担当課の方もいらっしゃったので話を聞きますと、釧路市なんかは募集しているのですね、アドバイザーを。つまり、これが実施されると、今ある施設だけではやっぱり対応、なかなかし切れないということもあって、今ある施設プラスアドバイザーを雇うというような形で予算化して、専門にそれを行っていつているようなのですね。そういう意味では、これは少ないかもしれませんが、雇用の創出にもつながるし、あるいは広大な標茶の面積でありますから、1カ所だけでというふうにはなかなかいかない、かなり各地域で行うということも考えられます。そういう意味で、私は親や子供を助けるというだけでなく、雇用の創出にも若干ながらかわりがあるなというふうに思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

この問題も先ほどの問題と同じなのですが、実際に面倒を見ていただける方をどう確保していくのかというのが非常に大きな問題でありまして、時代も非常に変わっておりまして、現実には例えば孫の面倒も怖くて見られないというような、そういった社会状況もある中で、やはりこのお子さんたちをどう預かっていくのかというのは、私どもとして理解のある人たちをできるだけ募れるような努力をしまっているつもりなのですが、なかなか手を挙げてくださる方がやっぱりいないという。

それと、やはり財源対策、それから協力をしていただける、ただいま議員が指摘になりました雇用という面でのその報酬の確保等々、都会とは違った状況の中で私どもがどうやって運営をしていくのかということで、基本的には私どもが今提供をしております保育園である

とか、子育て支援センターであるとか、病院であるとか、そういったものをある程度核にし
ながら、それとやっていかなければいけないのかなという基本的な認識はしておりますけれ
ども、第一はこのマンパワーの確保をどうやって進めていくのかということ、これにつき
ましても、やはり住民の皆さん方のご理解をいただきながら進めていくしかないというこ
とで、これに関しては必要性は十分認識をしておりますので、関係機関との協議を進めてま
いりたいと思っておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番、深見君。

○12番（深見 迪君） 今のご答弁で、これを何とか模索していくということで、今回3度
目なのですがすけれども、ぜひ頑張っていたきたいと思いますが、人材の問題で言えば、例
えば釧路町に行って聞いた話なのですが、提供会員と、今、町長おっしゃった面倒を見る側、
この提供会員とそれから依頼会員が同じ人だということも、例も結構あるのだというので
す。これまたなかなか便利な話なのですよなんていうことはアドバイザーの方もおっしゃ
っていましたけれども、ぜひそういうことも、既にそういう内容についてはお調べになって
いると思いますが、今、働く保護者、親にとって本当に大事な内容でありますので、ぜひ積
極的に頑張っていたきたいなということをつけ加えまして、3つ目の質問に移りたいと思
います。

3つ目の質問は、介護保険の問題なのですが、2012年度の普通交付税の配分額及び臨時対
策債発行可能額が本年7月に決定し発表されました。それによると、本町の交付税の金額は、
昨年度に比べて約2億7,000万円の増額となっています。これは、本年6月補正の地方交付税
と比べても、約4億円の増額です。この増額分について、町は何か特別な事業展開を考
えているかどうか伺います。

本町の第5期介護保険料は、今年度から月額5,725円となり、全道平均月額4,354円に対し
30%以上も高く、その額は全道第3位になりました。この金額は、65歳以上の1号被保険者
にとって自動的に年金から差し引かれ徴収されていますが、これは年金支給額の引き下げに
続き、高齢者の生活を厳しく圧迫しています。介護保険制度の仕組みは今までこの議場で議
論もしましたが、介護サービス利用がふえれば、高齢者全体の保険料が比例して際限なく上
がるという給付と負担の連動が特徴です。本町が実施している介護サービスの質と量からい
って、本町の介護保険料額の計算については、十分根拠があると私は考えています。その点
では町長と同じ認識なのですが、しかし高齢者の暮らしも待たなしの状況であることも現
実です。

私は、今回の交付税の増額分を活用して、年額で約1万円の減額を実施してはどうかと考
えます。この減額を実施しても、全体で3,000万円より低い金額で実施でき、増額分の金額
から見ても十分可能と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 続きまして、本年度の普通交付税が大きく増額したが、こ
の増額を活用し、高い介護保険料の減額をすべきではないかとのお尋ねにお答えをいたし
ます。

議員ご案内のとおり、本町の普通地方交付税交付決定額は、昨年度に比して2億7,000万円
ほど増加し約47億8,000万円となりましたが、地方交付税と臨時財政対策債を加えた地方財源
の総額では対前年度比0.2%の増にとどまっているところであり、また地方財政計画総額では

対前年度比0.8%の減となり、以後の地方交付税に明るい兆しを見通すことができない状況であります。

さて、本年度の増額分を活用した特別事業の展開を考えているかとお尋ねでございますが、今定例会に一般財源 1 億1,515万円を充当した一般会計補正予算を提案しておりますが、今後においてもふえ続ける社会保障費、低迷する地域経済、耐震等の安全対策、地域産業の推進等々、維持、継続していかなければならない行政課題が山積をしております。

予定を超える交付分につきましては、基本的にはそれに備え、長期的視点での活用を考えております。

次に、介護保険料の減額をすべきではないかとお尋ねであります。介護保険は、介護を40歳以上の国民が皆で助け合う制度で、保険料を支払った人に必要な給付を行うことが前提となっています。費用負担については、公費負担50%とし、内訳が国、道合わせて37.5%、市町村負担が12.5%、保険料負担50%とし、内訳が1号被保険者分、いわゆる65歳以上が21%、2号被保険者分、いわゆる40歳から64歳までが29%となります。

現在の保険料につきましては、第5期標茶町高齢者保健福祉・介護保険事業計画では、議員各位のご理解も賜っておりますけれども、町民の必要とするサービス利用量を算定させていただいております。

また、低所得者への配慮として、高齢者の保険料で負担すべきと定められた枠内で、保険料を一律ではなく、所得に応じた保険料の設定をさせていただいており、ご案内のとおり、標茶町の場合は8段階設定で10区分の保険料の設定となっております。

議員ご指摘のとおり、介護サービス利用がふえると保険料が比例してふえていく「給付と負担の連動」の仕組みの中での保険料設定でもありますが、高齢者の皆さんができる限り住みなれた地域で安心して暮らしを続けていけるよう、必要不可欠なサービスの質と量の確保を行ったものであります。

また、さきの6月定例会でもお答えをしておりますが、介護保険制度が始まった当初から、国から取り扱いが示され、一般財源による保険料減免は適当でないとする考え方、いわゆる三原則として、「収入のみに着目した一律の免除」「保険料の全額免除」「保険料減免分に対する一般財源の繰り入れによる単独減免」を行わないとすることを遵守するように示されており、北海道としてもこれまで適当でないという立場で保険者に理解を求めてきており、今後も引き続きこの考え方に変わりはないことで確認をしておりますので、一般会計繰り入れによる保険料減免措置については、現行制度上では国や道の指導もあることから、標茶町としては三原則を遵守することとしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、介護保険制度そのものの改善については国において検討しているものと聞き及んでおりまして、その動向に注視してまいりたいと存じます。

また、高齢者の暮らしにつきましては、これまでも注視し、意を配してまいりましたが、今後も引き続き多角的な取り組みを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番、深見君。

○12番（深見 迪君） 具体的にどういう数字でどうなるかということは余り示されなかつ

たわけなのですが、私の提案は極めて単純で、お金が予定より入ったので、今、厳しい介護保険、1号被保険者、65歳以上の方々の生活を少しでも緩和すべきではないかという主張がありました。

1つだけ、3つの原則の問題を言われましたけれども、これは前の議会の中で、この三原則については認識が異なった認識で、ちょっとかみ合わなかった部分があったのですね。私は国会の議事録をちょっとひもといてみたのですが、当時の厚生労働大臣はこう言っているのです。3つの原則を乗り越えてやるというところも百幾つあるわけで、それでもなおかつそこを乗り越えてやるというのを、そこというのは三原則ですね、を乗り越えてやるというのを、それは私たちの言うことをはみ出しているから絶対だめだと、やめろということまで言っていないというふうに言って、皆さん方自治体の主体性を尊重していますというふうに言っているのですよ。だから、この三原則というものは、法律に裏打ちされた絶対的なものではなくて、自治体の主体性を発揮して、現実に三原則を乗り越えてやっているところが全国的にあるわけで、そういう点では三原則は絶対的なものだというふうには私は認識していないのですが、その点ではどうでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 前回のときもお答えをしておりますけれども、私どもとしては、この原則を守るということを基本に考えていきたいと思えます。他の町村でそういった事例があるということも私ども理解をしておりますけれども、これ何度も申し上げますように、最優先は持続可能な制度をどうやって構築していくかでありまして、それでやはり市町村単独で、例えば一般財源から繰り入れる繰り入れないではなくて、広域でもう少し安定的な制度にしていくということが最優先であろうと、そのように私どもは考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 12番、深見君。

○12番（深見 迪君） これで終わりますけれども、最後の広域の部分については、私は広域になったからといって必ずしも住民の利益にかなう内容になるというふうには考えていませんので、それはまた機会を改めて議論したいなというふうに思います。

終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で12番、深見君の一般質問を終了します。

次に、6番、黒沼君。

○6番（黒沼俊幸君）（発言席） それでは、私から、さきに通告してある件につき、質問をいたします。

ことしの夏の節電の状況とこの冬の見通しということでございます。

北電は、泊原子力発電所の稼働停止により、7月23日から9月14日まで節電を呼びかけております。本町の町民の方々もこのことを理解し、節電に取り組んでおり、現在は心配した停電もなく推移しておる状況であります。

役場庁舎をはじめとする公共施設は節電にどのように取り組んでおるのか、昨年と同時期と比較して、節電の状況はどのようになっているのかを伺います。

本町の酪農家には計画停電のグループ表が配られて、表によって見ますと、例えば午前8時30分から11時までのグループ、遅いほうでは午後6時30分から午後9時までのグループな

どとグループ分けされているものが配付されました。停電が行われるときには、時間をずらして搾乳を行うよう計画されております。ことしの秋は平常に推移すると思われませんが、冬にかけては夏以上の節電が必要と聞いております。

北電、農協、商工会などを中心とした節電対策の連携は万全かについて伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） （登壇） 6 番、黒沼議員のことしの夏の節電の状況と冬の見通しについてのご質問にお答えをいたします。

今夏の電力需給見通しが厳しい状況から、6 月に釧路地域電力需給連絡会議が開催され、北海道及び北海道電力から、7 月 23 日から 9 月 14 日までの間、平成 22 年に比較して 7 % 以上の節電の要請がなされました。

計画停電の実施もあり得るとのことであり、本町の基幹産業である酪農をはじめ地域経済への影響が懸念されるところであり、町として計画停電をさせないよう、何とかこの期間を乗り切るため、節電に取り組んでいるものであります。

初めに、役場庁舎をはじめ公共施設の節電に対する取り組みと一昨年との比較についてのお尋ねですが、7 月に町有施設節電実施計画を策定し、実施に当たって原則町民サービスの維持に努め、保健衛生上、安全上、施設の管理上、不適切にならないよう、54 の町有施設を対象に、平成 22 年度と比較し 7 % の節電を目標に取り組んでおります。

節電の実績についてであります。現時点で実績値が確定しているのは 7 月分のみであり、取り組みの 9 日間ではあります。22 年度に比較をしまして 2 万 5,751 キロワットアワー、率にして 9.6 % の節電実績となりました。8 月分については、これ以上の節電になっているものと考えております。

2 点目の、冬季における北電、農協、商工会などを中心とした節電対策は万全かとお尋ねでございますが、夏季においては北海道電力からの情報収集や要請を行うとともに、節電要請期間の初日であります 7 月 23 日に町、農協、商工会、森林組合の 4 者で地域連携懇談会を開催し、節電に対する情報交換、意見交換を行ったところであります。

冬期間の電力需給見通しにつきましては、現在のところ、新聞報道のみの情報しか持ち合わせていませんが、北海道電力の会見では「1.4 % 不足の見通し」との報道があったところであります。

今後における節電要請や計画停電の有無につきましては、北海道電力の最終的な需給見通し等を踏まえ政府が決定することとなりますが、後に開催されると思われず釧路地域電力需給連絡会議での説明により、その対応を検討し、町内各機関と連携し、備えてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

6 番、黒沼君。

○6 番（黒沼俊幸君） 今、町長から、一昨年の同期、7 月以降の電力の比較を今お話しいただきました。数字を挙げて 7 % 以上 9. 幾らかというような数字だということで、私もトイレのエアシャワーも使われないようになっておりますし、私たちの議会事務室も昼間は、従来だとつけっ放しで会議をしておりましたけれども、今は電気をつけないでやると。そういう小さなことがこういうふうになっているのかなというふう感じて、よかったなというふ

うにまず申し上げておきます。

申すまでもなく、本町は酪農、管内でも一番生乳の本州向けの出荷量を負担している分、多い地区です。一番心配な搾乳時間帯をずらされたり、バルククーラーが大きいものでは 2 時間ぐらいかからないと冷却されないというふうには見えています。そういうことが、途中で計画停電されるようなことになると、本州に送る生牛乳も、何だこんな牛乳送られないぞというようなことになると、大変な問題になります。たかだかグループ、例えば磯分内の私の地域、そういうその地域だけでも 20 戸ぐらいですけれども、そこを 2 時間ぐらいとめられるだけで、極端にそういう生乳基地にも、磯分内が一番多くホクレン基地にいつも集まっていますから、そういうふうな状況が具体的にあるのだなというふうには思っております。電気のことですから全く見えないもので、水だったら水の勢いが弱かったり強かったり目に見えてわかりますけれども、私も営業所のほうにいろいろこのことで質問をいたしまして、本当に私たちに、あしたから電気が足りなくなるからというようなちゃんとした通報はいただけますかと、このようなお話をしたわけですけれども、みんなの携帯に通報できるような取り組みをしていますから、ぜひその手続をして、やられるようにというようなこともお話の中でありました。ぜひ、私のように携帯やなんか余り得意に使われない人たちもいるわけですから農協と相談して、若い人は簡単に、私も携帯を使う方法を営業所のほうで教えていただきましたが、そういったことも周知していただきたいと思います。

町長のお話で、地域連携懇談会が開催されて連携をとっているということで、本当にいいことだなと思っています。私も農協に行っているいろいろのことをお伺いしましたけれども、今、町長がお話しされた以上のことは何もわかっていないということで、本当にこの節電というのは難しいものだなというふうには今思っています。このぐらいで済んでくれればいいのですけれども、冬場には足りなくなる可能性もあるというふうにさらに私も電力会社から言われましたので、多分大丈夫だとほとんどの方が思っておると思いますけれども、私が今端的に酪農のことを申し上げましたけれども、そういう背景もあるということで、さらなる節電は可能かどうかという点、お答えをいただいて、質問を終わりたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 可能かどうかというより、計画停電を起こさないようにやはりできる場所で節電努力をしなければいけないと、そのように考えておりますので、これから具体的にどういった手法が有効か等々につきましては、町民の皆様のお知恵もいただきながら、町全体で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○6 番（黒沼俊幸君） 終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で 6 番、黒沼君の一般質問を終了します。

次に、1 番、松下君。

○1 番（松下哲也君）（発言席） それでは、私のほうから、通告してありました件につきまして質問させていただきます。

水資源の保全に対する取り組みについてということでございますけれども、この件につきましては、平成 24 年 4 月 1 日付で北海道水資源の保全に関する条例が制定され、施行されております。この条例の目的は、北海道の豊かで清らかな水は先人から受け継いだ道民のかけがえのない財産であり、この水を持続的に利用し、次の世代に引き継いでいくため、全ての

人々がそれぞれの役割を認識し、一体となって水資源の保全に取り組んでいく必要があります、水源周辺の土地が適正に利用されることを目指すものであるというような内容でございます。

この条例に関しては、制定される前、昨年12月の定例議会において、川村議員のほうからも質問がされており、町長の答弁をいただいております。

このたび条例第17条第4項の規定に基づいて、標茶町多和地区が保全地域に係る指定の区域として指針(案)が告示されましたが、今後の取り組みなど2点について伺いたいと思います。

まず1点目、本町には水源地が6カ所ございます。6カ所とも地下水及び湧水であり、全国的にも誇れる財産となっていると私は認識しておりますし、正直申しまして、こういう地下水、湧水、こういう水を使用し、また飲むことができるということにつきましては、私は本当に幸せを感じておりますし、何とでもこの水というものにつきましては、大事にしていかなければならない、そういうように強く思っているところでございます。この水源地を保全地域に全地域を指定すべきと考えておりますけれども、まず単純にどういう経緯でもって多和地区が指定され、また残りの5カ所につきましても、指定に向けた取り組みがどのように行われていくのか、伺いたいと思います。

2点目、水資源の保全に対する町民、事業者及び土地所有者等の理解と促進を図るため、普及・啓発の対策を講じる必要があると考えております。

この土地所有者、またその開発ということに関しまして、特に土地に関しましては権利異動だとかそういうものに当たっては、農地に関しましては農地法、また森林に関しましては森林法という中で一応の規制だとか保護はされているわけなのですが、権利の異動、これに関しましては何ら法的な規制はなく、全て届け出制の中で処理されていくということで、水源地の確保には外国資本による買収だとか、そういうものから何とかして保護していきたいというようなことでの一つの取り組みだったのですが、権利の異動に関しましては何ら法的な規制がとられていないという中では、やはりこの町民または土地所有者の理解を得るための普及・啓発の対策を講じる必要があると私は考えております。

この一つの取り組みの中で、毎年開催される「森と川の月間」等の取り組みの中で、水源地保全に向けた取り組みを行うことが必要と考えておりますけれども、その点について伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） （登壇） 1番、松下議員の水源地の保全に対する取り組みについてのお尋ねにお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、本年4月1日、「北海道水資源の保全に関する条例」が公布され、一部の規定を除き、施行されております。

本条例の制定に至る社会的背景といたしましては、近年、道内におきまして、水源の涵養に大きな役割を果たしている森林を含む利用目的が明らかでない大規模な土地取引が認められ、また水源地周辺の民有地が行政の関与なしに売買されるのではないのかという懸念から、特に必要があると認める区域を水資源保全地域として指定し、適正な土地利用の確保に向け、土地取引の事前届け出制を規定したものであります。

お尋ねの1点目、多和地区の指定の経緯と残る5カ所の指定に向けた取り組みについてで

ありますが、水資源保全地域の指定につきましては、条例の規定により「当該区域が所在する市町村の長の提案に基づき、水資源保全地域として指定することができる」とされており、本町といたしましては、この規定に基づき、本年 5 月 25 日付で「標茶町多和地区水資源保全地域」に係る提案書を提出したところであります。

本区域を提案した理由といたしましては、条例における水資源保全地域の基本的な考え方が、公共の用に供している水源にかかわる取水地点とその周辺の区域で、適正な土地利用の確保が必要であると認める区域とされていますことから、第 1 回目の提案としまして、町内 7 カ所の水源のうち、町内で一番給水人口が多い水源であること、農地法や森林法などの他の法律の規制が少ないこと、他の市町村との調整がないことなどから、上水道第 1 ポンプ場と第 2 ポンプ場を同一水源と考え、両施設の間接点を中心とする半径 1 キロメートルの範囲を提案したところでございますので、ご理解を願います。

また、残る 5 カ所の水源にかかわる指定につきましては、周辺の土地の現況と他の規制を検証した上で、指定の必要性が高いと判断した場合は提案をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2 点目の水資源の保全に対する土地所有者等の理解と促進を図るため、「森と川の月間」の取り組みで普及と啓発の対策が必要ではないのかとお尋ねではありますが、水資源保全地域の指定を受けた土地につきましては、土地取引を行う契約の 3 カ月前までに知事への届け出が必要となりますことから、制度内容の普及と啓発を図るべく、北海道と連携をとりながら、広報誌等を通じ周知してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、「森と川の月間」につきましては、森と川は密接な関係にあるため、水と川と生物を守るために森を守り森をつくることを主眼とした直接的な住民運動が展開されているところでありまして、月間の中で条例を周知する機会としてどのような取り組みが可能かについて検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

1 番、松下君。

○1 番（松下哲也君） 町長のほうからは、再質問ができないような非常にすばらしい答弁をいただいて、私もちょっと困っているのですけれども、残りの、今、7 カ所と、町長は水源地が 7 カ所と、私も確認したら 6 カ所というあれだったのですけれども、そこら辺のところはいいのですけれども、残りの水源地に関しまして必要性が高いと、また土地の状況等を見ながら必要性が高いと認めた場合には、また取り組んでやっていきたいという答弁をいただいたわけなのですけれども、やはり水というもの、確かに今回指定された給水人口が一番高いと、当然市街地に給水されている水源地なのですけれども、残り、やはり磯分内、虹別、西部、阿歴内と水源地があるわけなのですけれども、やはりこれも 1 年でも早く取り組みをして、指定をされて取り組みをしていただきたいと思います、そういうように思っております。

特に、先ほど権利異動に関しましては 3 カ月前に知事への届け出が必要であるという中で、この啓発を図ることがこの条例の中にも示されているわけなのですけれども、正直、水源地といいますと、私ども常に蛇口をひねれば水が出てくるということで、それが当たり前の生活状況になっている中で、改めてこの水源地に対する認識というものを図ることが非常に大変だということはよくわかるのですけれども、何とかこの啓発活動といいます

か、普及活動というものに取り組んでいかなければならないということに對しまして、具体的なチラシ等とかあるとは思いますが、何か具体的な方法というものがあればお知らせ願いたいと思うのですが、

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

この条例の基本的な考え方は議員がご指摘になったように、ただ、現在の、議員もご指摘になっておりますけれども、土地取引そのものを規制するのは不可能というのがこれ前提でありまして、特に私有財産である場合には、その所有者の皆様方の権利異動ということが問題になってくるわけでありまして、したがって、私どもが今回、多和地区を使用戸数が非常に多いということで第 1 弾として提案をいたしましたけれども、他の 5 カ所の地域につきまして、これからその必要性があった場合には、その条例を周知して、やっぱりそうした場合、その地域に指定された場合は、3 カ月前に届け出が必要になりますよということもある程度理解をしてもらった上でしないと、町が一方的にやるということにはならないのではないのか。特に農地等々の問題もございまして、そこら辺も考えながら進めてまいりたいと、そのように考えております。

具体的にこういった方法でそこら辺の啓蒙を図っていくかにつきましては、ちょっと具体的に今こういってやりますということは考えておりませんが、やはり標茶町ではこの水というのが非常に貴重な財産という住民の一致した意見はあろうかと思っておりますので、そういった中でいろいろな取り組みの中でこの条例の周知について取り組んでまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 1 番、松下君。

○1 番（松下哲也君） 私は、この水というものに関しましては、水源地は水源地、配水は配水 1 本で、それぞれが単独で考えるべきではない、総合的な水というものに対する認識というのを持っていかなければならない、私はそういうふうに思っております。そういうことで、私は、これだけきれいな、本当にすばらしい水をいただいている、そういう町民はこれは幸せを感じるべきであると思っておりますし、また、それがゆえ、きれいな水を飲んでいる町であるがゆえ、絶対他の町村にはその水源地を汚染することのない、そういう対策をとっていくということが、この町に課せられた私は一つの責務であると思っておりますので、そこら辺についての取り組みについてもまたよろしくお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 以上で 1 番、松下君の一般質問を終わります。

次に、7 番、後藤君。

○7 番（後藤 勲君） （発言席） それでは、通告をしてありました肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成をということで、まずお伺いをしたいと思います。

我が国の死因の第 4 位となっている肺炎については、ワクチンを接種することで重症化を防ぐことができると言われています。

釧路管内では、ことしのたしか 4 月ごろだと思いますけれども、厚岸町で高齢者の死亡率の低下、医療費削減などに期待し、一応 70 歳以上の町民を対象に、肺炎球菌ワクチン接種費用の半額を助成するということが、新聞に載っていた経緯があります。

このワクチンを 1 回接種することで 5 年間で有効であるということでもありますけれども、この肺炎でなく、5 年間これが効いても、ほかの病気で亡くなったのでは 5 年間もたないということはわかりますけれども、接種費用が非常に高額なため、この本町でも一応 70 歳以上の高齢者を対象に接種費用の半額を助成することはできないかということなので、お伺いしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） （登壇） 7 番、後藤議員の肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成をお尋ねにお答えをいたします。

肺炎につきましては、主に細菌やウイルスなどの病原微生物が肺に入り感染し、肺胞に炎症が起こっている状態を指し、肺炎の主な病原体は肺炎球菌と言われ、文献により幅はありますが、25ないし 40%を占めています。

高齢者や慢性の病気を持っている方などは、特に肺炎にかかりやすく、治りにくい傾向にあることから、肺炎球菌が原因となる肺炎などを予防するためのワクチンが開発されています。

この肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌には 93 種類の型があり、そのうち 23 種類の型に適合すると言われるワクチンが開発され、現在、我が国に分布する肺炎球菌の 80%に対応することができると言われております。

肺炎球菌ワクチンは 1 回の接種で、議員もご指摘のように、5 年以上免疫が持続するという報告もありますし、町立病院では 7,640 円で接種することができます。

現在、厚生労働省において、定期接種化を目指すワクチンの中に成人用肺炎球菌も含まれていることから、これらの推移を見ながらも、本町としても高齢者の肺炎球菌の感染予防や医療費削減などに期待も持てることから、関係機関との調整を図りながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

7 番、後藤君。

○7 番（後藤 勲君） この際、検討してまいりたいという言葉があればこれでいいことなのですけれども、ただ 7,640 円ですか、この金額の半額ということになるだろうと思いますけれども、この金額は高齢者にとっては非常に痛い金額だろうというふうに思っております。ほとんどが年金暮らしの人たち、そういう人たちが多だろうと思いますけれども、ただ標茶町においては、65 歳以上の方々が大体 3 分の 1 ぐらいはいるだろうと思いますけれども、この人たちがこれから当然受けていくような状況になろうかと思っております。

それと、このワクチンが標茶では 7,640 円ですけれども、弟子屈の個人病院に行きますと 6,000 円ということなのです。それと、厚岸が 7,600 円ということで、金額がばらばらなので、この辺のところはどうしてこういうような状況になっているのか、また標茶で受けることについて、やればそれなりの町立病院のメリットもあろうかと思っておりますけれども、こういう関係ではほかの病院に行くようなことになっても、またちょっと差し支えがあるのかなという気もいたします。

この辺の金額のことと、それから、いつでもできるということなのか、それとも在庫は十分あるのか、この辺のところ、できれば教えていただきたいと思っております。

ここに19年からのワクチンを受けた人の人数が載っておりますけれども、一応70歳以上が20年には2人、それから22年に3人、23年度に5人ということで、ことしについてはまだ今のところないと。だんだんふえていっているという状況にありますので、正直なところ、このワクチンというのは私も知りませんでしたし、また町の中で聞いてみますと、入院をして初めてわかったという人も非常に多くおられます。それとまた、私がこのことをやるということになったときに、後藤さんがそれをやって半額になったら私受けますという人もいました。この辺のところを十分協議されて、ひとつお願いをしたいなというふうに思います。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えします。

ちょっと他町村の状況等について、担当のほうで押さえていれば担当のほうでお願いしますし、それから町立病院の在庫状況等についても、これもまた担当のほうでお願いいたします。

○議長（平川昌昭君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

病院の料金の設定につきましては、原材料プラスアルファ、その病院の手数料の設定状況によって幅があるということですので、ご理解を願いたいと思います。

それから、在庫につきましては、現在、対応につきましては十分な量を確保しているということですので伺っております。

○議長（平川昌昭君） 7番、後藤君。

○7番（後藤 勲君） そのように在庫がたくさんあるということであれば、皆さんももう少し町民にそういう啓蒙を図りながら、少しでも長生きしてもらうように努力をしてもらうということをお願いをしたいと思います。

それでは次に、火葬場の話になれば私がよくやってばかりいるので申しわけないのですが、それだけに目がつくという部分もありますので。

しべちゃ斎場の清掃業務を委託できないかということなので、当初、ことしの1月1日からですか、始めたわけですが、そのときには将来は業者に任せるような話があったわけなのですが、現実には今、こういうような状況になっていないということで、非常に清掃面積が広がっておりまして、利用者に負担がかかっている。また、火葬が終了した後には、常に利用者が掃除を行っている。このため時間がかかると。そして、そのことによって、骨上げ法等に間に合わないこともある。このような苦情もあります。それによって業者に委託をできないのかと。

また、これを年間に1回や2回、大掃除をしなければならない状況も起きてこようと思っておりますので、この辺のところを加味した中で、できるだけ清掃については、終わった後、すんなり戻れるような対策を考えていただければなと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） （登壇） 続きまして、しべちゃ斎場の清掃業務を委託できないかのお尋ねにお答えをいたします。

本町の公共施設の利用においては、原則、施設の利用後は使用者みずから清掃を実施する取り決めになっておりますので、使用前の原状回復ということでございますけれども、し

べちや斎場の利用においても同様の取り扱いと、そのように考えております。

しかしながら、議員のご指摘にあります負担軽減も考慮いたしまして、待合室、休憩室のみの清掃をお願いしております、その後、管理人が施設全体の清掃を行っております。

したがいまして、利用者の負担軽減も考慮しつつ、公共施設利用の公平性、また協働のまちづくりの原点に基づき、引き続き町民の皆様にご理解いただくとともに、一定のご協力をお願いしたいと考えております。

なお、施設全体のガラス清掃や大掃除などにつきましては、清掃委託料を予算計上しておりますので、状況を見ながら専門業者に委託をしてみたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

7 番、後藤君。

○7 番（後藤 勲君） 清掃委託の予算があるということなので、それはそれでいいとしながら、やはり例えば在の方、農家の方々が葬送のときに早く帰りたい、天気がよいときには帰って牧草もやりたいと、こういうようなときに、掃除をやらせられるとかという問題が起きてくるということは、大変苦痛だろうというふうに考えております。

また、このごろ、やっぱり高齢化に伴い、1 回に 2 人、3 人というような火葬があるというふうに聞いております。そのことによって、先にやった人、後からやった人の清掃の範囲というのがいろいろ変わってこようかと思えますけれども、この辺のことも考慮しながら、できるだけ町のほうでそういうような清掃については何とか協力していただけるようお願いをしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

先ほどもお答えをしましたように、利用の基本原則を継ぎながら、利用者の負担軽減を図るためにどういった手法が可能か等々について、町民の皆様、利用された方々のご意見も承りながら、検討してみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○7 番（後藤 勲君） 終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で 7 番、後藤君の一般質問を終了します。

次に、2 番、長尾君。

○2 番（長尾式宮君） （発言席） 私のほうからは、酪農学園大学との協定を積極的に活用し、事業展開をしていただきたいということで、2 点ほど質問いたします。

昨年 4 月に酪農学園大学、標茶町、標茶町農業協同組合、北海道標茶高等学校の 4 者間で「地域総合交流に関する協定」が締結されました。酪農学園大学は標茶町の産業、文化、生活、観光、教育等の振興と発展に協力し、標茶町は酪農学園大学の環境システム学部、酪農学部の研修受け入れ等の教育研究推進事業に協力するなど、相互に関心のある課題について交流を促進し、研究者及び研究分野において連携協力を推進していくと記されております。

現時点では標茶町農業協同組合、酪農学園大学間で酪農業に関する調査データがフィードバックされていることを伝え聞いておりますが、その他にこの地域総合交流に関する協定にかかわる事業がどのように展開されているのか、その進捗状況を伺います。

また、酪農学園大学講師による一般向けの講演会を開き、地域産業、環境への関心、ひい

ては地域総合交流に関する協定の有益性を町民に実感してもらうことも必要ではないかと感じておりますが、所見を伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） （登壇） 2 番、長尾議員の酪農学園大学との協定を積極的に活用し、事業展開をとのお尋ねにお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、この協定は酪農を基幹産業とする町として、それら専門知識や技術を蓄積する酪農学園大学と協力関係を保ち、情報や技術の相互提供や本町地域を大学の学習フィールドとして活用いただくことが円滑に行われることにより、施策展開の飛躍と農業の活性化、標茶高校における学習環境の向上を図ることを目的としたものであります。

協力項目としては、エゾシカに関する調査研究、酪農振興と環境保全に関する共同研究、酪農技術改善・開発研究への共同研究、大学教育推進への支援、高等教育への支援などを想定しており、細部につきましては、その都度、大学と協議することとしております。

1 点目のお尋ねであります進捗状況ですが、昨年度においては 3 回の研修会を開催し、本町農業の現状分析やエゾシカ対策、家畜ふん尿の管理と利用、畜舎排水、GIS の運用をテーマとしたところですが、また JA においては新しい中期計画策定に当たり、現状分析と課題解決の方向性についてデータ作成や助言をいただいたほか、GIS システムの構築に当たり、ソフトだけでなく多くのノウハウを提供していただいたところでもあります。さらには、農学ゼミナールの移動学習や中山間協議会の視察研修も快く受け入れていただいております。先端の技術に触れる貴重な機会となっているところであります。今年度はせんだって開催をしましたバイオガス利活用研修会が地域総合交流協定の枠組みの中で実施したものでありますし、今後においても有益な事業展開を図っていききたいと、そのように考えているところであります。

次に、有益性を町民に実感してもらうことも必要ではないのかのご指摘でございますが、私ども全く意を同じくしているところでございます。昨年度は農業関係機関を対象とした取り組みが中心ではありましたが、その中でもオープンにできるものは積極的に町民の皆様にお知らせしたいとの思いもありまして、3 月に開催したエゾシカ利活用フォーラムはサブタイトルが「エゾシカを食卓に」ということもあり、新聞折り込みもしながら宣伝をした結果、50 名を超える参加をいただきました。その中には標茶高校生の参加もあり、積極的に質問する姿が印象に残っております。

これからも可能な限り研修会についてはオープンにしていくべきだと思っておりますし、今年度はこの標茶の地を学生諸君のフィールドワークに活用していただけると聞いております。その名のとおり、協定に参加する 4 者の相互の交流が深まるよう働きかけてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

2 番、長尾君。

○2 番（長尾式宮君） 今お伺いしたところ、非常に確実に事業のほうを展開されているというふうに印象を受けました。

また、2 番目の中の答弁においても、町民にも有益性を実感できるように取り組みをしていただいている部分もあるように感じております。答弁の中に出てきたエゾシカ対策などは、

主に被害に遭われているのは標茶町では農家さんが多いのかもしれませんが、実際には交通事故による一般町民の被害というのものではないかと思えます。そういったところで、本来であれば有害を駆除するだけのものが、場合によっては食料として地域の活性化につながるのではないかというふうに感じております。そういった意味で、酪農学園大学さんとの研究結果というのは、実は我々農家さん以外の一般の町民の方々にも非常に関心の強いところではないかというふうに感じております。まだまだ一遍に全ての事業を展開するというのは、なかなか難しい部分がございます。

そういった中で、今年度、実際に進んでいるもの、そして優先順位をつけるのであれば、来年度以降、こういったことにも早いうちにやってみたいということがもしありましたら、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

町として、酪農学園に期待をしておりますのは、議員がご指摘になりましたように、やはりノウハウを一番多く蓄積をしていると私は考えていますけれども、エゾシカ対策であろうと思えます。議員ご指摘になったように、エゾシカというのは食資源として、食の素材として非常に可能性があると思っておりますし、私も東京に行くたびに生協さんに、標茶のエゾシカは安全な牧草を食べた、おいしい100%自給飼料で育ったシカ肉だということで宣伝をしておりますし、非常に関心が高い。また、特に高たんぱく低エネルギーで鉄分が高いということで、女性の方々の非常に関心も深いと思えます。ただ、問題はどのようにやって安全なものを安定的に供給していくかでありまして、そういったところも酪農学園さんの持っているノウハウをぜひおかりをしないと、そのような形で進めてまいりたいと思っております。

シカの肉としての利用につきましては、今年度も予算を計上させておりますけれども、とりあえずはペット飼料、ペットフードとしての提供について取り組んでおりますので、これからは食用の貴重な肉資源として可能性を求めてまいりたいと思っておりますし、それとやはり最優先なのは、先ほど松下議員からもご指摘がありましたように、家畜ふん尿の問題だと思っております。これにつきましても、バイオガスのノウハウも、これも酪農学園が非常に長い間蓄積をしておりますし、私どもとしてはそういったノウハウをぜひ提供していただきたいと思っております。

それ以後を考えるとということになりますと、やはりこれは町内でせんだって経済同友会の標茶支部が結成された、発足したという経過もありますけれども、やはり食というものをどうやって産業としてつくっていくのか、観光等も含めた食資源としての可能性等々、いわゆる6次産業化という問題もやはりこれからは標茶の可能性としてあろうかと思えますし、それと食とこの豊かな自然をマッチングさせたツーリズムというのも可能性としては出てくるのかなど。

いずれにいたしましても、大学の持っている知識をフィールドでどう生かしていただくかということをお互いにとってプラスになるような形で現実的な取り組みを進めてまいりたいと、こう思っておりますので、ぜひ町民の皆様にもこういったことはどうなのかというご提言がありましたら、ぜひ担当のほうにお伝えをいただければ非常に幸いと考えております。そういったことで進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○ 2 番（長尾式宮君） 質問を終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で 2 番、長尾君の一般質問を終了します。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 51 分

再開 午後 1 時 10 分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

9 番、鈴木君。

○ 9 番（鈴木裕美君） （発言席） 2 点についてお伺いをいたします。

本年の第 1 回定例会の一般質問において、長尾議員より、特定不妊治療費助成事業における交通費助成についてただしておりますが、私は、特定不妊治療費助成事業に対しての支援についてをお伺いいたします。

特定不妊治療費助成事業は、厚労省の特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づき費用の半額を国が助成する制度で、北海道でも国内における不妊治療のうち、特定としている体外受精及び顕微授精については、1 回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから、十分な治療を受けることができず、子供を持つことをあきらめざるを得ない方も少なくない状況である。このため特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とし、平成 16 年 4 月 1 日から実施されております。

北海道の助成内容は、1 回の治療について 15 万円を限度とし、1 年度目は年 3 回、2 年度目以降は年 2 回で、5 年間通算 10 回を限度に助成されております。

将来を担う若い世代が子供を望むことは、今も昔も変わりません。妊娠、出産のために医学の力をかりることは効果的方法と考えております。

町は、子供ができずに悩みを持つ方のサポートをどのように考えているのでしょうか。例えば、不妊治療全般にかかわる相談業務の窓口の開設など、支援策をお伺いいたします。

特定不妊治療は保険適用外の自由診療ですから、各病院が自由に治療代を設定できます。体外受精や顕微授精の 1 回の治療費はおのおの平均 30 万円、40 万円となり、しかも 1 回で妊娠する確率が必ずしも高くないことから、子供を持つまでに何度も治療を受けることが必要な場合も多く、若い方にとって経済的負担は重く、経済的な理由で治療をあきらめるケースもあると聞いております。

特定不妊治療費助成事業を北海道の助成制度に合わせ市町村が単独助成事業を実施している自治体は、本年 1 月 1 日現在、道内 30 市町村で、十勝管内ではほとんどの 18 市町村、釧路管内では鶴居村が助成事業を実施しております。

本町もぜひ町単独助成事業を実施する考えはないか、お伺いをいたします。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） （登壇） 9 番、鈴木議員の不妊治療に対しての支援についてのお尋ねにお答えをいたします。

本件につきましては、第 1 回定例会で長尾議員の質問にもお答えしているところでありま

すが、特にプライバシーの問題もあり、全体像を把握することは困難でありますし、特定不妊治療を受けるかどうかの選択につきましても、倫理上の問題が絡んでいる非常にデリケートな問題であり、個人の尊厳にかかわる問題と考えております。

したがいまして、特定不妊治療は特定疾患等他の疾病と同列に扱うものではないと判断をしておりまして、現状では町独自の制度の創設は考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、北海道の特定不妊治療助成事業につきましては、議員ご指摘のように、平成16年から実施をされ、これまで4回の制度改正が行われ、1回の治療費については15万円を限度とし、1年度目では3回まで、2年目以降は年2回で、5年間通算10回、限度額150万円となり、内容等も年々充実されてきておりますので、引き続き助成制度と、旭川医科大学病院に設置されている不妊治療相談窓口について住民周知に努めてまいりたいと考えております。

また、管内的な課題として、釧路・根室管内には特定不妊治療費助成事業指定医療機関がないことが経済的負担の要因、治療を受けづらい環境にあると考えておりますので、さまざまな機会を通じて働きかけを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

9番、鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 長尾議員が第1回定例会で質問され、そして答えられた答弁、私がきょう質問いたしましたのと全く同じであって、プライバシーの問題だ、それから産む、産まないというものを当事者外が論ずるものではないなど、さまざま今同じことが述べられましたが、それでは、そのような考えを町長がお持ちだとわかりましたが、しかし全道でまだ少ないですが、38市町村実施をしております。まして、なぜそうしたら十勝管内は18市町村もの市町村が助成をしているのでしょうか。私は、町長の考えがそこから踏み出せないとなれば、非常に残念だというふうに感じております。産みたいと願っている方もいらっしゃるのです。他人は論ずることはできないにしても、産みたいという方に対して、ではどう支援をしていくのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） これは基本的な考え方として、私は人それぞれはそれぞれの考え方に基づいてというのが基本だと思っております。だから、他の町村で実施しているのは、それはその町の施策であるというぐあいに考えておりまして、私は、だから前から申し上げていきますように、議員のお考えは、誰もが子供を望む、そのことは変わらないという議員のご意見でありましたけれども、果たしてそうでしょうか。私はそのことは違うのではないのかということ。人間というのは、確かに医療技術が進歩しておりまして、きょうのテレビのニュースでも不妊の雄も治療によっては可能だというマウスで実験ができた、ということがあります。いろんな問題が科学技術は進んできておりまして、それは人の考え方は変わってくるのは事実であろうと思っておりますけれども、議員がご指摘のように、子供を望むのは皆さんで、それは変わらないという考え方は、それは議員の考え方であって、望まないという選択をされた方もいらっしゃるわけで、そのことが、別にそのことに対してとやかく申し上げるものではないぐらいに私は考えておりまして、だから子供がいないことをどう考えるのか

ということに関して言うと、一概に町がどうこうというものではないというぐあいに考えております。そのことが変わっていないから失望される、失望されるのは勝手ですけども、私は基本的な話をずっと申し上げておる。人は皆さん違うわけですよ。それぞれの考え方があるわけです。それぞれの生き方があるわけです。どんな人間だってかけがえのない人生なのです。そのことを人からとやかく言われるような、そういう問題ではないということが私の基本的な考えでありますので、ぜひご理解を賜りたい。

○議長（平川昌昭君） 9 番、鈴木君。

○9 番（鈴木裕美君） 声を大きくして町長から、町長の考え方を今も伺いました。

町長の考え方ですから、これ以上質疑のやりとりをしても、決して私が望む答えは出てこないだろうというふうに思いますが、しかし昔も今も誰もがというのは、今まさに町長が言うように、子供を持たないという人もいらっしゃいます。ただ、多くの方々というのはやっぱり子供を欲しい、持ちたいという願いがあるというふうに私は判断をしておりますし、長尾議員の当時の質問に対しても、自分の人生にとって大切なのは何かということも町長は答えられていましたけれども、まさにそのこともその方々の生き方だというふうに私は理解をいたします。

しかし、国の制度であり、道が実施主体としてやってきたということは、やはり子供を持つことを望んでいるの方々に対しての支援をされたというふうに私は理解いたしますから、ですから町としても、これは治療費の保険適用外なのです。検査やタイミング治療等は保険が適用されております。しかし、個人のプライバシーであるとしても、他の特定疾患だって個人のプライバシーに値するのですよ。違いますか。この助成をしたからといって、皆さんがオープンになりますか、それでは。では、特定疾患を受けられているの方々、交通助成を受けられているの方々、みんなオープンになっておりますか。私はそうではないというふうに思うのですよ。多くの方々望むのであれば、町として支援をしてあげたいという気持ちに立つべきではないかというふうに考えますけれども、もう一度伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 私は、議員のお考えを否定する何物もないわけでありまして。議員も先ほど多くの方が子供を持ちたいと思っていると。それは多分そのとおりだと思います。だから、先ほど議員が誰もがとおっしゃったので、それは違うのではないのかというご指摘をさせていただいたということでありまして。

国、道、それから他町村等々でそういうことが進んでいて、実際に何ができるか、それは国、道、それから地元の町村、それぞれ多分役割があるかと思っております。そして、やっぱり一番大きな問題というのは、例えばそういったことに対応できる機関が非常に少ないということもあろうかと思っておりますので、そういったことに関して言うと、私どもも国に対してできるだけ多くの場所で可能になるようにという、そういった要請等も必要なのか、そのように考えております。

ただ、議員から要求されている町の単独の助成事業で実施する考え方はないかということでありまして、私は支援すること自体を別に否定しているわけではないわけで、町単独でやれということですので、それについていうと現在は考えておりませんということでありまして。

それと、繰り返しになりますけれども、やはり個人の問題というものを他人が論ずることに関して言うと、それはやはり僭越だというぐあいに私は思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 9 番、鈴木君。

○9 番（鈴木裕美君） 今のお話を聞きますと、私の質問の仕方が、では悪かった、言葉足らずだったのだなというふうに思いますが、町単独というのは、道の事業に対しての上乗せをぜひしていただきたいということの意味を込めて町単独というふうに質問をさせていただきました。特に 30 市町村の単独事業というのは、道の制度への助成に金額で上乗せをしているところや、回数や期間で上乗せをしているという状況でありますから、それに対して上乗せをしていただきたいという、要するに私は治療費の上乗せです。そのことを申し上げておきたいというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） ご意見として承っておきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 9 番、鈴木君。

○9 番（鈴木裕美君） 本当にそう答えてしまえばそれ以上は言えないのが議員のつらさでありまして、ぜひぜひ本当にこのことに関して、支援策についてはというふうに述べておりましたので、その支援策についてをご協議、検討していただきたいというふうに思いますけれども、もう一度伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） どういったことが市町村としてできるか等々については、私どもも考えておりました。やはり情報等々について、道内にこういう相談窓口があります、国、道にこういった支援事業あります等々については、広報等も通じて町民の皆さんにお知らせをしております。それ以上のことをということになりますと、どういったことが可能か等々については、また担当を含めて関係者の皆様のご意見を承りながら協議をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 9 番、鈴木君。

○9 番（鈴木裕美君） ぜひ、助成に関しては全然前向きな答えはありませんが、これから先のことも考えた中で、どういった支援ができるかも含めて検討していただきたいなというふうに思っております。

次に、町のキャンプ場整備充実についてをお伺いいたします。

地域住民の健康増進と自然体験を通じた交歓、学習、旅行及びレクリエーションの場並びに地域住民と都市住民との交流の場としての利用に供することを目的に、標茶町には 4 カ所のキャンプ場が設置されています。

多和平キャンプ場は道内、道外の単身の若者の利用が多く、塘路元村、シラルトロ湖キャンプ場も道内外の若者や家族連れが利用されていると聞いております。そして、虹別オートキャンプ場の利用は、ほとんどが家族連れで、町内はもとより道内外の方々から広く利用されていると聞いております。

4 カ所の利用状況は、平成 18 年から 22 年までの過去 5 年間で 5 万 2,000 人強と、年平均 1 万人の利用となっております。利用者はキャンプシーズンの 7 月、8 月に集中し、特に虹別オ

オートキャンプ場の利用が 7 月、8 月の 2 カ月で利用全体の 52.4%となっております。

キャンプ場条例が平成 6 年 3 月に改正されてから 18 年が経過していますが、利用状況や利用者の意見、要望等はどのように把握しているのかをお伺いいたします。

特に、平成 12 年に設置された虹別オートキャンプ場は設置以来大変な人気で、道内、道外の利用者が多く、シーズン中の週末はコテージや各サイトのあきがない状況と聞いております。私も、昨年とことしと利用者の声を聞く機会がありました。虹別オートキャンプ場は使用料、そしてごみ処理料が安価であること、さらに施設敷地内の清掃が行き届いているとお褒めの言葉をいただきました。森林浴や釣りができ、遊びの広場もあり、静かで緑豊かな施設として好評を得ていますが、利用者のほとんどが家族連れで、二、三日滞在するのに水遊びの場の設置要望がありました。

子供たちにとって太陽の光を浴びて元気に遊ぶことは、健康な体力づくりとなります。西別川、シュワンベツダムは子供が水遊びをすることはできません。中標津ゆめの森公園は本町の幼稚園や保育園の遠足の場として利用されておりますが、その公園の一角にある水遊びの場のような施設整備がされていると、日中の暑い日、どんなにか楽しく過ごすことができるでしょう。

例えば、あずまやのある遊びの広場の中に、水遊びのできる施設を整備することができないかと考えます。それぞれの施設利用で満足することは不可能と思いますが、利用者の要望を把握し、施設整備の充実を求めますがいかがでしょうか、伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） （登壇） 続きまして、町のキャンプ場の整備充実についてお答えをいたします。

1 点目のキャンプ場の利用状況や利用者の声をどのように把握しているかのお尋ねでございますが、議員ご案内のとおり、本町では立地条件と環境を異にする 4 カ所のキャンプ場を設置し、その管理を地域自治会または地域の法人に委託しており、その管理者から利用状況や利用者からの意見、要望を収集するとともに、施設状況の情報交換、意見交換を行っております。

また、虹別オートキャンプ場では、管理者みずから運営委員会を設置し、イベントの開催や施設整備の提案など、工夫を凝らした管理運営を目指しているところであります。

2 点目の虹別オートキャンプ場に水遊び場を設置できないかのお尋ねでございますが、ご承知のとおり、当キャンプ場は緑豊かな自然、適度な遮へい、そして車両を寄せることができるサイトやコテージなど、施設整備が充実しており、年間 5,000 人を超える利用をいただいているところであります。

この好評を博している施設は、議員ご案内のとおり、平成 12 年に地域の発電施設であったシュワンベツダムの景観を利用するように整備をされ、そのためキャンプ場沿いのシュワンベツ川は水位も深く、フィッシングの場として利用され、水遊び場としての親水護岸整備は難しいものと考えております。

議員ご指摘のとおり、1 つの施設で全てを満足させることはいろいろな面で条件が厳しいものですが、前述の運営委員会と情報交換を行う中から、利用者の満足度を上げ、利用者への増に向けた施設管理を行ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

9 番、鈴木君。

○9 番（鈴木裕美君） この答弁についてもそのとおりだというふうには思いますが、町としては、委託している地域会等から、水遊びの場の要望というのは出されなかったのでしょうか。そういうのは声として聞かされていなかったのでしょうか。

私は、昨年もことしもあそこの現地に行き、利用させていただきまされたけれども、大方の方々が本当に小学生以下の子供を連れてきて、それも道外の車で利用されている方々が多くて、本当は二日、三日滞在したいけれども、子供にとって時間を持て余すときがあるのですよねというふうに言われました。まさにいろんな遊び場があれば、いろんな経験ができますから、ですからいいなというふうに思っておりますし、ただ、全てを満足することはできない、そのことも私は承知をしておりますが、そういう声は委託先の方々から上がっていないのでしょうか、伺っておきたいというふうに思います。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをします。

水遊び場の設置という要望は出されていないというぐあいに私は理解しておりますが。

○議長（平川昌昭君） 9 番、鈴木君。

○9 番（鈴木裕美君） 残念なことですね。私は利用者から直接伺っておりましたから、きつともってそういう利用状況等、要望等は上がっているというふうに捉えておりましたけれども、上がっていないということで、ぜひもう一度、地域会の方々等も含めて直接皆様方が行かれて現状状況を聞くということも必要ではないかというふうに思っております。昨年も町民の方々が利用されていた、その方々からもお話を私はいただきました。ぜひもう一度利用状況、意見等を、その辺も含めて把握するというこの考え方に立たないか伺いたいというふうに思いますし、シーズンで混み合うとサイトも満杯になって、広場であるところにまでテントが張られているというのが実態だというふうに思うのです。しかし、あそこのせつかくある広場をもうちょっと子供たちが遊べる環境といいますか、施設整備といいますか、遊具も含めて整備できないかなというふうに思っておりますので、ぜひもう一度そのことも含めながらお答えをいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

虹別のオートキャンプ場につきましては、その管理運営をこういった地域会に委託しているというのは、道内でそれほど多く例はないと思いますけれども、本当に皆さん一生懸命やっていたいておまして、非常に評判も高いわけでありまして、ただ、このキャンプ場を設置した経過、それからキャンプ場の立地条件、何を皆さんが求めるかということに、議員が先ほどから何度も申し上げましたように、全ての要求にやはり対応することは非常に困難であるという中で、委託先の虹別の委員会のほうで判断をされて今の環境を大事にしていきたいというぐあいに取り組んでいるというぐあいに私どもは理解をしております。

そういった中で、町が直接行って利用者の意見を聴取すべきとのご指摘でありますけれども、それについては、私はそうですねというぐあいにはちょっと思っておりませんで、やっぱり虹別の皆さん方があれだけ一生懸命やられているわけですから、そういった主体的な取

り組み、自主的な取り組みを私どもがどうやって応援していくのか、それがやはり私どもが今まで続けてきた標茶のまちづくりの基本だというふうに考えておりますので、ぜひそこら辺については、決して私どもは何もしないということではなくて、虹別の皆さん方からの要望についてはできるだけ対応できるように、年に何回かの話し合いをしながら対応してきているつもりでありますし、基本的にはその手法をこれからも堅持してまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 9 番、鈴木君。

○9 番（鈴木裕美君） 主体的に取り組むということはまさに本町の取り組みですから、地域において応援していく、このことは当然だというふうに思いますが、当時、平成12年にこの施設を整備するときに、私どもはこの議会の場で議論をいたしました。コテージが当時、坪単価にしたら40万円を超えていたのですね。それで、そのときにこんなに坪単価40万円を超える施設、必要なのでしょうかという議論もいたしました。そのときにはストーブもつきますという話もあって、ストーブ、冬期間も、では利用するのかいという、そんなやりとりしたことが記憶にあります、設置して12年間という経過がたっておりますので、やっぱり立地条件は当時の条件は条件、しかし社会変化と同じく住民要望も変わってくるのではないかというふうにも考えますので、その辺も含めて、先ほど町長がおっしゃったように、地域会、委託先とも十分な意見交換をしていただきたいということを確認して、質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

十分に意見交換をして運営しているというぐあいに私どもは理解しておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○9 番（鈴木裕美君） 終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で9 番、鈴木君の一般質問を終了します。

次に、13番、川村君。

○13番（川村多美男君）（発言席） それでは、標茶小中学校におけるいじめ実態調査と今後の取り組みについてを質問させていただきます。

午前中に教育長のほうからも行政報告がありましたけれども、私の一般質問とぴったりとダブってしまいましたが、その辺はよろしくご容赦願いたいと思います。

滋賀県大津市の中学2年の男子生徒が昨年10月に自殺し、生徒の父親が本年7月、息子は学校に見殺しにされたのではないかとし、大津市を訴えた。市はこれまでの方針を転換し、いじめと自殺の因果関係を認める姿勢を示したが、市教育長がいじめと自殺の因果関係は判断できないとする従来の主張を繰り返し、大学生に襲われる事件も発生している。遺族側は、学校や市教育委員会の調査は不適切で信用できないとして遺族側による第三者委員会の人選を要望、これを皮切りに各地でいじめに遭った事例が表面化し、社会問題になっている。

本町教育委員会では、本年5月から6月にかけて、町内の全小中学生を対象にいじめ実態調査を行ったとの報道があったが、次の7点について伺います。

1 点目は、今回のいじめ実態調査は通算何度目になるのか。

また、年2回定期的に実施をしているのか、また不定期か。

2、小中学生に対する調査は同じ設問か。

また、設問数は何項目か。

3、今回の実態調査での「いじめは許されないと思うか」との設問では、いじめを「容認」「否定しておらず」との回答が 2 割に上った。「いじめられたことがある」と答えた小学生 12.2%、中学生 10.3%と、前年と比べ減少傾向にないとの調査結果であったが、本町と釧路管内町村とのいじめ実態調査やアンケート結果による数値比較はどのような状況か。

4、いじめられたときの相談相手は、小学生が父母 35.0%、先生 28.5%、友達 20.3%、中学生は父母 24.3%、友達 20.3%、先生 15.1%、「誰にも相談しなかった」が 29.2%に上り、悩みを 1 人で抱え込む傾向がうかがえるとの報道であった。教育委員会では、いじめに遭って誰にも相談できない子供、保護者の悩みを聞く、例えばいじめ相談ダイヤル等の設置、対応はされているのか。

5、テレビのニュースで、下校時の小 2 男児に中学生が暴力を加え、その模様を同級生に携帯電話で撮らせ、インターネットの掲示板に投稿するといういじめ事例があったが、本町教育委員会では、インターネットの掲示板に生徒の個人情報を書かれていた場合のチェック体制はどのようなか。

6、「いじめ問題を考える」で、国立教育政策研究所総括研究官滝充氏の追跡調査の中では、誰もが被害者にも加害者にもなり得るとし、「ささいな行為がほとんどで 6 年間、小学校 4 年から中学校 3 年生まで仲間外れ」「無視」「陰口」など 9 割が経験していると。いじめはいじめめる側が 100%悪いという意識に子供たちを変えていく必要があると言われていています。教育委員会として、全小中学生に対し、いじめめる側が 100%悪いという考え方の徹底をすべきと考えるがどうか。

7、子供を安心して学校に通わすことのできる環境にするため、校長を中心に学校全体でいじめの芽の兆候を早期発見できる体制の構築や、被害者の保護、加害者への措置、両者の心のケア、再発防止を含めた「いじめ防止条例」等の制定も検討すべきと考えるがどうか。

○議長（平川昌昭君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） （登壇） 13 番、川村議員の小中学校におけるいじめの実態調査と今後の取り組みについてのお尋ねにお答えいたします。

1 点目のいじめ調査の回数でありますけれども、本町では、いじめの実態をより正確に把握するとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に役立てるため、平成 19 年の 12 月より調査実施することとしました。平成 20 年度からは年 2 回の実施を継続して行っておりますので、今年度 6 月の調査で通算 10 回目になります。

なお、昨年度からは、道教委も年 2 回の調査を実施しておりますので、現在は道教委の形式に合わせて行っています。

2 点目の小中の調査項目と設問数ですが、調査項目につきましては、発達段階に合わせて漢字の表記や表現は多少変えておりますが、基本的には小学校、中学校と同じ項目になります。

設問数は 8 項目であります。

3 点目の「いじめは許されないと思うか」の設問について、管内との数値比較であります。調査結果をそのまま保護者に返し共有化しているのは本町だけありますので、他町村

との比較はできません。

また、本アンケートの趣旨から、ほかと比較して多い少ないを論ずることは適切でないと判断しています。したがって、経年変化や他との比較は行っていない点をご理解をお願いいたします。

4 点目のいじめられたときの相談窓口についてであります。相談窓口につきましては、道教委が「こども専用フリーダイヤル」を設置しており、毎年 5 月には、児童生徒全員に「いじめ相談電話カード」を配付しております。また、平成 24 年度は、3 月、4 月、7 月にはリーフレットでこれらの存在を児童生徒に紹介しているところであります。

また、釧路管内ではいじめ・不登校対策本部会議の事業として、全市町村において教育相談窓口を開設しており、毎年「教育相談窓口一覧」を全家庭に配付しております。

本町においては、教育委員会指導室長が担当しており、今後も教育相談体制の充実に努めるとともに、児童生徒への周知を図り、問題が早期に解決されるよう進めていきます。

5 点目のインターネットの掲示板のチェック体制についてであります。道教委において、ネットトラブルやネット上のいじめなどの未然防止や早期発見・早期対応の観点から、民間会社に委託し、ネットパトロールを実施しております。

これは、パソコンや携帯電話において児童生徒に係る不適切な書き込みを常時監視する体制を整えており、発見した場合には、道教委を通じて情報提供されるというものであります。

また、各学校においても担当教師がネットパトロールを実施できるようになっており、教師対象のネットパトロール講習会を毎年実施されており、ネット上におけるトラブルやいじめに対しても監視する体制づくりができているところであります。

6 番目のいじめる側が 100% 悪いという考え方の徹底についてであります。いじめは傍観者の存在によってより深刻な問題に発展していくことから、いじめをなくすためには、いじめは絶対に許されないという強い思いを子供たち自身が持つことがとても大切であります。本町においても、今回の調査を受けとめ、校長会議などで、いじめは許されないと思う児童生徒が 100% になるよう、道徳の授業の充実や学校教育のさまざまな場面で指導の見直しをお願いしているところであります。

今後も学校、家庭でも繰り返し指導していただくよう働きかけてまいります。

7 番目のいじめ防止条例の制定についてであります。行政報告でも申し上げましたが、本町においては、各学校の取り組みはもとより、いじめの調査結果を全て保護者に配付し協力を求めたり、学校における活動を紹介するリーフレットを作成し、児童生徒や地域住民に配付するなどし、各学校の取り組みが家庭や地域住民にも周知される効果があらわれているところであります。

加えて、本町の特徴として、標茶小、標茶中以外全て 1 学年 10 人未満であり、そのうち 13 の学級が 1 学年 1 名しかいない状況であり、各学校においては、大変きめ細かな指導が行われている実態があります。

したがって、現段階においては防止条例の設置が必要であるという認識までは至っておりません。

今後も児童生徒の実態をきめ細かく把握し、子供同士の結びつきを深め、社会性をはぐくむ教育活動に教職員が一致団結して取り組むとともに、教育委員会と保護者、地域住民など

と一致協力して、いじめを許さない学校づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

13番、川村君。

○13番（川村多美男君） ただいま教育長からご答弁いただきまして、ほぼ完璧な対応がされていると感じました。特にこれということはないのでありますが、今、新聞やテレビ等で昨年起きた自殺の問題が取り上げられて大変な状況になっているという、社会的にそういう状況だということで、私も本町のいじめ実態調査において、どのような取り組みがされているのかということも考えながらご質問をしたのでありますが、ほぼ私の設問には完璧に答えられておりますので、何も言うことはないのではないかなというような形でございます。

ただ、最後に申し上げたいのは、いじめというのはいつ、誰が、どこで、これは学校だけではなくて学校外、下校時等も含めましていつでも起こり得ることでございますから、今後とも教育委員会はじめ学校、担任の先生等々、今までも対応されてきていると思いますけれども、今後もそれぞれの取り組みをさらに充実していただきたいと思っております。

そこで、識者インタビューということで、これ新聞の「届けたいメッセージ」ということで、夜回り先生の水谷修氏の言葉を申し述べさせていただきます、質問を終わりたいと思っております。

「教育を行う学校は『どこよりも平和で安全な場所』というのが持論と伺っています」というのが質問なのですが、この水谷さんへの。水谷さんは、「教育の原点は信頼。信頼が存在しないところに教育は存在しない。信頼があるから親は子供の命を学校に預ける。『信の再生』しか教育の再生はない。信頼されている人間は強い。信頼されないから教員の不幸事も多いんだ。もう一度信じ合うことから始めないと」ということで述べられておりますし、「皆に伝えたいメッセージは」ということの最後のほうの問いで、「今『いじめられている子』へは、必ず助けてくれるから、いじめられていることを一人でも多くの大人に伝えてほしい。今が本当にチャンスだ。『いじめている子』は、いじめというものが人の命を奪うものだ」と今回の事件でわかったと思う。すぐにいじめをやめてほしい。自分がいじめたことを親や先生に伝え、一緒に相手に対し心から謝ってもらいたい。『いじめを知っている君』は、君の大切な友人を失わないためにも、自分の学校にいじめがあるなら大人に伝えてほしい。必ず一緒に闘ってくれることを信じてほしい」と言っているのですね。最後に、「『全ての親』は、いじめが子供の学校にあるかを聞いてほしい」というのですね。「『あなたもいじめられるから、かかわっちゃだめ』と言わず、もし、いじめがあると聞いたら、各機関に訴えてほしい。あなたのお子さんを守ることにつながる」。「最後に『全ての大人』へ」ということで、「いじめはきちんと解決しておかないと、必ず一生残る傷を負う」と。「だから、ただ逃げろとだけ言うのは無責任過ぎる。子供にはいじめに決着をつけてから、次の人生を始めさせるべきだ」と述べられております。私も同感でありますので、引用させていただきました。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平川昌昭君） 以上で13番、川村君の一般質問を終了します。

以上をもって一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1 時 5 4 分

再開 午後 1 時 5 5 分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第 5 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 7。報告第 5 号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 報告第 5 号の趣旨についてご説明いたします。

本件につきましては、本町が出資しております「株式会社標茶町観光開発公社」の経営状況につきまして、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき報告するものであります。

この経営状況説明書につきましては、本年 6 月 18 日に開催されました第 34 期定時株主総会において承認され、本町に対し報告がありました資料に基づくものであります。

概要につきましては、売上収入等が 1 億 604 万 2,820 円で、仕入れや一般管理費などの支出を差し引いた当期純利益は 8 万 6,983 円と 10 期続けての黒字決算となったところであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

報告第 5 号、株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社標茶町観光開発公社の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出するものです。

次ページをお開き下さい。

株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書。

第 34 期事業年度営業報告及び決算。

第 34 期は東日本大震災発生直後ということもあり、全国的に観光、レジャー、イベント等を自粛する傾向が強まる中、かなりの苦戦を覚悟のスタートとなりました。

それに加えて昨年来から高騰しておりました原油価格が更に上昇の一途を辿り、停滞する日本経済に追い打ちをかけてまいりました。

道内各地においても前述の状況もあり外国人を中心に観光客が激減し、当業界を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況で推移しました。

当社においても同様の状況で宿泊、日帰りともに前期の数字を割り込む結果となり、宿泊客は対前年比 3.6 パーセント減少の 4,143 人、一般入浴客は 6.8 パーセント減の 4 万 9,524 人、日帰り宴会で 5 パーセント減となりました。一方、弁当、オードブル等の仕出しにつきましては 9.45 パーセント増、野外バーベキューが 15 パーセント増などとなりました。

また、経常損益としては売上原価 1 パーセント、一般管理費 3.9 パーセントをそれぞれ圧縮し、厳しい経営状況ではありましたが辛うじて利益を確保し、10 期連続で黒字決算となりました。

震災直後の消費マインドの低下は薄れつつあり、持ち直しの傾向は見られるものの、東北の復興にはまだまだ時間がかかる見通しであり、35 期以降も特に明るい展望は見えてきませ

んが、利用客のニーズ、傾向についてインターネット等を活用し情報収集に努めながら売上向上を目指し、健全な経営環境の構築に努めてまいります。

今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます、第34期の事業報告といたします。

3 ページの 1. 会議関係、2. 監査の状況、3. 株式の状況、4. 公社役員の状況、5. 従業員の状況は、記載のとおりでございますので省略をさせていただきます。

4 ページをお開き下さい。

6. 決算状況、貸借対照表であります。

資産の部、流動資産は、現金・預金から商品までで713万7,716円。固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産で464万1,406円。資産の部合計は1,177万9,122円です。

負債の部、流動負債は、買掛金から未払法人税等までで792万6,709円で、負債の部合計も同額でございます。

純資産の部、株主資本は、資本金に利益剰余金を加えた385万2,413円で、繰越利益剰余金につきましては、前期より若干減少し累積赤字としてマイナス2,614万7,587円となっております。純資産の部合計は385万2,413円で、負債・純資産の部合計は1,177万9,122円です。

次に 5 ページ、損益計算書であります。

費用の部、売上原価は2,653万731円、販売費及び一般管理費は7,879万7,202円、営業外費用は24万円、特別損失、法人税等充当額が38万7,904円で、当期純利益につきましては8万6,983円となっております。

収益の部、売上高は1億574万8,778円、売上総利益は7,921万8,047円で、営業利益は42万845円となっております。営業外収益は29万4,042円、経常利益は47万4,887円で、収益の部、費用の部の合計は1億604万2,820円です。

6 ページをお開き下さい。

販売費及び一般管理費であります。

旅費から雑費までの合計で7,879万7,202円となっております。

次に 7 ページ、7. 利用状況であります。

日帰りの合計は4万9,524人で、対前年比で3,622人の減、宿泊の合計は4,143人で、対前年比で155人の減となっております。宿泊利用の比率につきましては、その他道内市町村が36.4パーセント、道外が32.1パーセントとなっております。

8 ページをお開き下さい。

第35期事業年度営業計画であります。

総括として、民間各社、特に中小企業ではここ数年労働収入の低下が顕著であることに加え、依然として不安定な原油価格が家庭の台所を直撃している現状で、いかにして集客を図るかが最大の課題になります。

オープンから30有余年が経過し、時代の移り変わりと施設の老朽化が進む中ではありますが、企業価値であります源泉と好立地環境を理解し、当社の企業価値ひいては更なる利益性の確保、向上が必要であると考えます。

今後の営業推進対策（戦略）として宿泊利用では週末や年末年始、ゴールデン・ウィークの料金改定を行うことで差別化を図るほか、季節によって提供プランの変更をしながら、サービス内容は維持し近年の利用者減少傾向に歯止めをかけ、一人でも多く集客することで採算性を高めるよう努めてまいります。

日帰り利用については「源泉掛け流し温泉」が最大のセールスポイントであり、引き続きこれを前面に打ち出すとともに、今日まで一定の評価をいただいております宴会、仕出し等の料理についてもマンネリ化を避け更なる工夫を凝らし、“ホスピタリティ”の提供を第一に、当社を支えている社員の達成感とモチベーションの確保を図ってまいります。

また、健全な経営環境への取り組みとして、無駄を省くコストダウンの徹底も重要課題となり、社員一人ひとりの更なる意識の向上を図りながら、利益創出に取り組んでまいります。

地域観光施設の指定管理者であることを肝に命じ、町民はもとより多くのお客様に愛される施設となるよう邁進していくことを基本方針とします。

次に、重点事項ではありますが、職員全員が「経営者」と同じ認識に立ち『柔軟な発想』を基本テーマとし、

- 1、施設の老朽化を補うための館内外の清掃の徹底
- 2、道内屈指の泉質であることに自信を持ってPRする
- 3、無駄のない仕入れによる利益創出に向けたコスト意識の向上
- 4、社内における自由な発想からの活発な意見交換
- 5、ホスピタリティ精神の普遍性を一層浸透させていくこと

の五点としております。

最後に 9 ページの収支計画であります。収入合計で 1 億 730 万円を見込みまして、支出の部につきましては、材料仕入費、管理費、営業外費用の合計で 1 億 663 万 3,000 円と想定し、第 35 期収益として 667,000 円を見込む計画となっております。

以上で、報告第 5 号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

4 番・本多君。

○4 番（本多耕平君） それでは、この公社営のことについて、実は私もこの資料を具体的にみるのが 2 回目ですので、今年は説明資料ですからその説明の中をもう少し具体的な説明をお願いしたいと思うんです。

まず 4 ページ、5 ページの中で貸借対照表と損益計算書があるのですが、この見方を教えていただきたいんですが、第一番目に貸借対照表の中で未払いの法人税が 38 万 7,800 円とありますが、損益計算書のほうでは、38 万 7,000 円と金額が違っています。同じ 3 月 31 日のことですので、どうしてこのように数字が違うのかということが第一点であります。

次に、損益計算書の中で費用の部で、期首棚卸が 83 万 7,812 円でございます。期末の棚卸も三角がついて 30 万 4,966 円になっています。私たち普通税金の中で、自分等の農業経営ですけれども収入あるいは費用収益の部の分け方ですけれども、棚卸の方は普通は経費になって、期首のほうは費用になって期末のほうは収入になる訳ですけれども、どうしてこの中で三角はついてますけれども、期末の中に期末残高が費用の欄にかかっているのか、これ二点目

です。

さらに、もう少しこの 4 ページの累積赤字が 2,600 万円、先ほどの説明の中で、昨年よりは多少減ったということですが、昨年の資料を見ますと約 9 万円弱ということで、これが何年このような状態が続いているのかお聞きをしたいんです。と言いますのは、今年度の 3 月の当初予算の中で、第三セクターに 1,000 万円という貸付がございました。これは議会で承認ですから、今更どうのこうの言うわけじゃないのですが、この中でいつか先輩の館田議員も質問の中でしたと記憶しておりますけれども、2,600 万円の累積赤字がどのような経緯でもってなされたのか、さらにそれに伴ってこの 1,000 万円はいつから標茶町でもって第三セクターのほうに無利子で、多分運転資金だと思うのですけれどもやっているのか、さらにまた、考え方としてあと何年間ぐらい持続するつもりなのか、と言いますことは、この繰越、累積赤字のこともあるかと思うのですけれども、お考えをお聞きをしたいとこのように思います。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたしたいと思いますが、五点ほどのご質問と申しますのでお答えをさせていただきます。

一点目の負債の部の未払法人税と損益計算書の法人税充当額の額の違いがあるが、とのお尋ねでございますが、損益計算書のほうの法人税と充当額との差額が 104 円となっておりますが、これは出資配当金の源泉所得税と預金利息の源泉税が 104 円で、ここからこれに上乗せをするということで、税理士さんからの指導がありまして、法人税と充当額が 104 円負債の部と差異があるという状況でございます。

それから損益計算書の中の期首と期末の考え方でございます。今回の期首棚卸高が 83 万 7,812 円という数字になっておりますが、これは第 33 期の期末の棚卸高と当然ながら同じでございます。期末の棚卸高を三角にして、次の期の時には期首としてプラスに計上するというのが税理士さんからのご指導ですので、このような記載となっているところでございます。

三点目の当期純利益が 10 万円未満と二期続けてというお話でございました。このような形態が何年続いているのかという状況でございますが、営業報告等にもございますように若干ではございますが、黒ということで 10 年連続続いている状況でございます。

五点目については、副町長のほうからお願いします。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

冒頭ご承知と思いますが、ここに役員が来ておりませんので報告を受けたものとしてご説明させていただきたいと思っております。

累積債務の関係でのお尋ねだったと思いますが、これがいつからかということでありましたけれども、これにつきましては以前はこの公社、民間の社長さんがやってらっしゃった時期がありまして平成 13 年でありまして、平成 13 年段階で累積債務が 3,900 万円ございました。それを議会から町が責任を持って改善するよう指導を受けたことから、町長の責任でそれを改善していくということで今現体制になっているところであります。今日的には、11 年経ちましてその債務が今 2,600 万強となっているのが今の現状でございます。

それから 1,000 万円の貸付の部分ですが、当初は 1 億円を超える一時借入金を現在まで 1,000 万円まで圧縮してきたという部分でございます。これについては、いつになったら無く

なるのかというお尋ねでございましたけれども、累積債務が1,000万円少なくなるという時点がひとつの目安かなと、非常に厳しい状況でありますので、不用となるにはひとつの目安はそこだと思っておりますけれども、非常に厳しい時期で大変であるというふうな認識を持っているところであります。しからば、どのような目安をもっているかということだと思っておりますが、中期計画の中で今定めていっておりますけれども、当初、現在23年から25年までの中期計画でいきますと、2,200万円というところまで圧縮するというかたちで進んできています。ただ、経営報告の中にもありましたけれども、昨年の震災、それから今日的な経済状況も含めまして非常に厳しい状況下でありますけれども、極力この数値を目指して進めていきたい、そしてなおかつ改善を図っていきながら早期に解決していきたいという考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 4番・本多君。

○4番（本多耕平君） ある意味では多少この公社のあれが見えてまいりましたけれども、今の説明によりますと13年に3,900万円あったのが、現時点でこの書類のように2,600万円にまでいってるんだと。ただ昨年からの見ても累積赤字が約9万円ぐらいしか減っていないんです。その中で累積赤字が1,000万円ぐらいになればダウンしたときには、町からの運転資金と言いますか、あれは考えようという事のように、単純に言いますと今言われてますように社会状況なり、状況が厳しいという中でいろいろな展望を持っておられるようですが、単純計算しますと累積赤字が1,000万円ったら、まだまだ10年も15年もかかりますよね。そういう時に普通の会社であれば、我々農業経営をやっている中で、中長期計画、具体的なこの公社の年間1,000万円にすると言うのであれば、具体的な経営戦略というものが見えるべきではないかなと、それらによって検証しながら、1,000万円により近づけるんだという方向が私は報告の中にあっても良いという気がしたんですけれども、このかや沼についての具体的な中長期計画というのは、持っておられないんでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

中期計画を三年スパンで持ってきていまして、現在が第5期というかたちになってございます。基本姿勢については、堅持していくということで、今後、収支計画については三年間をひとつの目安として、改善策を今作っているところであります。

ただ、これが平成23年度でありましたので、震災でかなりの影響を受けてきているということがございます。その中で極力今申し上げましたように、平成25年ひとつの節目につきましては、2,200万円までの圧縮ということで考えてございますけれども、若干下方修正をせざるを得ないと。これについては、役員会の中におきましても、取締役会の中におきましても今後、さらに検討していきたいというふうに思っているところであります。

ただ、議員心配されてるようによこれについては、早期に改善しなければならないというふうに思いますが、民間事業を過度に圧迫することなくその中で改善を図っていききたいということで取締役会の中で議論しているというふうに伺っていますので、更なる努力をするように会社の方には伝えてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

（何か言う声あり）

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

8 番・館田君。

○8 番（館田賢治君） 今、本多議員のほうから本当にいい数字を上げて、考え方を聞いたようではありますが、私の方からだぶらないように一、二点お聞きをしておきたいと思いますが、今言ったような計画というものはなきやならないのかなと思いつつも、何年か前に改善計画の策定はなくても、数値だとか見積りだとかこの事業に関する目標を持った数値ですよ。努力目標やなんかの数値を。それを変えることなく進めて行きますよということの中で今日までできていると思うわけですが、私も憩の家の関係については、町内上げて取引は全面的にやっているわけです。そして今の債務についても出資、利益剰余金の関係ということの中から聞くことになるんですが、経営そのもの事態は債務負担の超過はしているわけでもないし、なんでもない。そういうことでありますから、まあまあそれは問題ないにしても、ただ昨年まで雑収入の関係でお聞きをしておきますけれども、雑収入今回29万3,000円、去年は240万円からあったんです。それが二十何万になっていて、去年私が聞いた時の内訳は、2百何十万は美しくする会、会長が町長の名前になっていて、これ清掃かなんかでこれで63万円くらい憩の家に入っているんですよ。それから、買い物だとかトイレだとか清掃の関係で22万円というふうに僕はこれ控えているんです。それからエコのポイント、今はないだろうけれども去年は21万2,000円、自販機、タオル17万3,000円、マッサージ機、これチェックしておいてください。マッサージ機91万7,000円、その他33万4,000円、このお金が雑収入に入っていたんです。今回は29万3,000円なんですよ。これだけマッサージの売り上げもたいして変わらない時に、なぜ聞くかということが利益変わってくるから聞いているんです私。これだけの雑収入が仮に間違いなくあったとすれば、29万3,000円、4,000円というこの雑収入はいかなものなのかなとふうに思ったものですから、まずこれ一点お聞きをしておきたいなと思つます。

それから先ほど私が申し上げたように、人件費だとか水道光熱費だとか広告費だとかというのは、ある程度こういう温泉、ホテルを持って経営しているということになると、人件費だいたい30パーセントだとか、33パーセントだとか、水道光熱費は5パーセントだとかと目標もってみんなやるんですが、そういうのもってやっていると思うんですが、どうもその辺が見えてこないなあと。さっき企画財政課長が「全職員が経営者と同じような認識をもってやる」というこういうことは、もう非常にそういうことでいいんですが、その辺が決算上から見えてこないものですから、経営的な精神、どういう精神なのかをお聞きをしておきたいなと思つます。

それから、減価償却費37万7,000円と今回出ているんですけれども、貸借対照表に出ている固定資産の464万1,000円の分と昨年度の分の固定資産の動きをみるとだいたい1万1,000円ぐらいしか動きませんが、この償却費の37万7,000円っていうのは、償却費として出てくるっていう事はどんな意味なのかな。ある程度こっちの方と数字が載らなきや変でないのかなと思つて私見てるんですけど、その辺経理屋さんの方の考え方をどんな考え方で教わったのか、それをお聞きしたいなと思つてるんですが、間違いだとは思わないですが、その辺どうなのかなと思つています。

それから、去年は193万7,000円の償却だったんです。それが今年37万7,000円になって来年は80万円なんです。来年、計画、ずいぶん償却の金額に段差がつくと思うんですが、以上。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたしたいと思いますが、雑入の考え方でございますが、昨年が248万6,340円の計上ではなかったかというお尋ねでございます。先ほど議員のほうからマッサージ代高かったんじゃないのか、というお話がありましたが、マッサージ代は去年は8万1,260円でした。それから、釧路湿原を美しくする会の部分についてはご指摘のとおり63万円の収入をいただいております。ただ、昨年の損益計算書で営業利益がマイナスとなっております。総体としてはプラスになっているのに、営業利益はマイナスでないのか、というご指摘がございまして、その雑収入の中で営業としてやっている部分を雑収入ではなく、営業収入の方に計上してはどうなんだというようなご意見もございまして、今回は雑収入に計上している部分につきましては、茅沼駅前のトイレの委託料の24万円、それと、塘路の漁協さんからいただく遊漁料の徴収手数料等の29万3,907円については、今お話ししました塘路の駅前の掃除の委託料と、塘路の漁協さんからいただく遊漁料の徴収手数料の3万5,500円が主なものでございます。

三点目の減価償却の考え方でございます。今年の販売費、一般管理費で減価償却費が37万7,440円となっております。昨年から比べて155万9,156円減っておりますが、この部分につきましては、議員ご指摘のありました金額の昨年は190何万というとおりでしたが、今年の減価償却の限度額は149万3,481円でございます。法人につきましては、償却は任意償却となっておりますことから、この耐用年数以外についての償却するべく税理士さんからご指導がございまして、今年は37万7,440円という計上にした訳でございます。今の償却ということでご説明申し上げましたが、個人につきましては強制償却で償却をしなくても 未償却残高が減ってきますけど、法人につきましては任意でございまして、償却しなければ未償却残高が減らないということで、減価償却を無理にとつて強制的に赤字にさせるよりは、未償却残高を残しておいていつの日かの経費としてとつておいた方がよいという税理士さんのご指導のもと、今年はこのような数字に計上させていただいております。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） もう一点の経営についての数値目標等についてのお尋ねでございましたが、これにつきましては、一つは売上原価等につきましては、当初27パーセントということで設定をして、その中で収めてこうということでもありますので、それにつきましては例えばこの今期の24期の部分でいきますと25パーセントまで圧縮をしていくという努力をしているところであります。また、光熱水費という部分では当初は7パーセントをきるということでいっておりましたが、これについては一つは当時と比較すると燃料代の高騰等もありまして、非常に厳しい状況下になってます。今期は、12.1パーセントぐらいになってますけども、中期計画の中では概ね今日的な部分でみますと10パーセント程度に支出の販売費、管理費の中の10パーセント程度一つの目安としていこうということでの計画となっております。

それから、人件費についてであります。これにつきましては賃金、給与、賞与を含めますと、これ必要最小限の人数で運営をしていこうということでもありますけれども、その中では4,280万円という数字がひとつの予算の中では出てきています。この中で収めていくそして、この中ではずうっと固定という形でこの賃金をいってます。ただ、それについては、収入が

約 1 億、今回の予算も 1 億 600 万円ほどになってますんで、そこの中の割合でそういう形になってると。そしてなおかつ、経営上厳しければこれまでも行っていますが、従業員の皆さんにご辛抱いただいて、賞与のカットをさせていただいているところでございます。それらを目標としてひとつの運営の目安として行っているところでご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 8 番・館田君。

○8 番（館田賢治君） 今言ったようにそういう目安を立てて、やっぱり仕事は動いたほうが、努力しても、目安が何ぼ立てても届かない場合だってあるわけですよ。だけど、やはり一つの目標を作ってやっていくということでない、まずいなあ、とこういうふうに思うものですから、そういうふうにしていただきたいと思うのです。それから、企画財政課長言ったやつ、二つだけわかんないのさ。二つだけ。一つは雑収入 248 万 6,000 円のうち売上げのほうに回したのは何と何と何で、雑収入のほうになったのは、何なんだよと。私本当にこうやって書いてあるのが、248 万 6,000 円さっき言ったようなことで書いた。マッサージ機は 91 万 7,000 円って書かさってるんだこれ。それから、その他よくわからないけど、その他の部分で氷代、その他含めて 33 万 4,000 円っていう数字も入れて 248 万 6,000 円というふうに聞きとっているわけです。このうちから、営業利益が赤字になったから雑収入の中に入れて、営業利益がマイナスの分だというのは変だから、当然こっちのほうの売上げに入る部分はこっち側の売上げにすれば、営業利益のほうの三角は消えるなということ、やり方としてはそれでいいのさ。だから何と何がこっちに入ったのか。僕のメモでは、そう書かさって、あんたの言ったやつ 8 万何ぼだなんて、おれ 91 万だ。これ全然話も何もならないなと思ってんだけど、あなたのほうは正しくて、おれが書き間違いする、年もいつてるから 8 万何ぼなんて言ったら、91 万何ぼって書いたのかもわかんない。それにしても、トータル 248 万円の内訳として出ているものだから、その辺ちょっともう一回頼みます。

それから減価償却費、お宅の経理屋さんに聞いてもらいたいですけれども、私自身考えるのは、ここで出てくる減価償却費は、あくまでも憩の家の中で買って固定資産に計上されていて、その一年間で償却をしていく、そういうものが減価償却費としておれは載るものだと思っているのさ。ね、ところが昨年度の減価償却費は、例えば 463 万円なのさ。今年、物を買ったり動いたりして今年押さえたのが、3 月 31 日で 464 万 1,000 円なのさ。すると何ぼ残高動いたかといったら、1 万 1,000 円ぐらいしか動いてないんだよ、残高が、ね。だから、ここに出てくるこの減価償却費という名前が正しいのかも俺もわからないんだよ。ここに出てくる減価償却費は別に何か減価償却費が、さっき未償却残高がいっぱいあれば、それ何かのときに出せばいいなんて言ったから、どっかに貯め込んでるやつあるのかなと思って聞いていたんだけど、そういうふうにならなかつたら、これ解釈がおかしくなるんでないかなと、私は素人で免許もってる経理屋さんでないからわかんないけども、ずうっとそういうつもりできてるのさ。全く関係のないところからきて、こういう償却費が出てくるというのが、ちょっと私は理解できない。この二点がちょっとできないのさ。今ここでこの分について結論出ないんであったら、どうせ私が間違ってるんでないかなと思うんだけど、経理屋さんによくきいて後でも知らせてもらいたい。この二点。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答をいたします。

私も税理士の資格を持っていないので、どこまでお答えできるかわかりませんが、雑収入の昨年ご説明した資料がたまたま手元にございましたので、再度説明させていただきますが、美しくする会が63万円、町の委託金として22万円、家電エコポイントが21万2,000円、貸タオル、自販機、有漁料、マッサージ機、コインランドリー等で142万4,340円でその内多いのが自販機で91万696円というご説明をさせていただいたところであります。

(何か言う声あり)

それとことし計上しております雑収入につきましては、昨年のうちの大きな部分でいきますと町からの委託金の24万円、これは茅沼駅前のトイレの清掃料とそれ以外の大きな部分につきましては、塘路漁協さんからの遊漁料の徴収手数料の3万5,500円、切手の販売手数料が1万1,497円という部分が営業外として計上させていただいている収入でございます。

それから二点目の減価償却の考え方でございますが、償却できる資産を買った年に全てを経費として計上した場合には、その年だけが経費が膨らんでしまいますので、その買った金額を耐用年数でならして償却をするという手法がございます。それが減価償却費として一般管理費で計上されている部分でございますが、減価償却費については直接その年に支払ったお金ではなくて架空の経費でございます。それで法人につきましては、任意償却でどこからどこまでを償却するかということは法人の手法ということでございます。先ほどご説明しましたけれども、個人の場合には必ず償却しなきゃなりません。償却資産としてとらなくても未償却残高は減ってきます。法人の場合は、例えば償却し終わった後に、捨てるとか、何とかという時にも未償却残高が出た時にはそれを経費として取れるという手法もございまして、黒字になった時に限度額まで膨らませて償却費を計上できるという手法もございまして、税理士さんの方からは、今年はこの程度の減価償却費の計上がよろしいのではないかというご指導がありまして、この数字になったところでございます。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 話はわかんないわけでないんだけど、今年一年で買うっしょ。例えばテレビを1台10万円なら10万円で買った。買った時はお金は固定資産から払うんでしょ。固定資産から払わないの。払う時はどこから払うのかな。固定資産計上しないのかな。備品にしたって固定資産だから。固定資産に上がっていくようなものが償却だから。償却していけるわけだから。払うのはどういうふうにするのかな。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

償却資産として買った場合には、先ほどの貸借対照表のほうの固定資産の資産の部に資産として計上されます。ただ、減価償却費としては、その分の一年分、もしかしたら半年分かもしれないんですが、償却資産の分として計上されるのでございまして、それを買った金額がどこに出るんだという部分でございますが、償却資産として買った場合には、その買った金額はどこにも出てまいりません。経理簿とは違いますので、一般管理費もしくは貸借対照表のほうには載ってこないという状況でございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

休憩いたします。

休憩 午後 2 時 4 0 分

再開 午後 2 時 4 4 分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

以上で、報告第 5 号は、終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 2 時 4 4 分

再開 午後 2 時 5 5 分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 5 1 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 8。議案第 51 号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 議案第 51 号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成 24 年度以降の過疎対策事業の起債要望申請に係る、「標茶町過疎地域自立促進市町村計画」の一部変更でございます。

当該計画につきましては、平成 22 年度から平成 27 年度までの計画事業が掲載されておりますが、本年度以降の除雪機械更新事業を追加いたしますことから、計画の一部を変更するものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第 51 号、標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 6 項の規定に基づき、標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更するものであります。

別紙、2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、（3）計画（平成 22 年度～平成 27 年度）の表中、なお表につきましては、左から事業名、事業内容、事業主体となっております。（6）自動車等・自動車、路線バス車両更新、町。（9）地域間交流、地域間交流事業、町の間、（8）道路整備機械等、除雪機械更新、町を追加し、変更するものであります。

以上で、議案第 51 号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第51号は、原案可決されました。

◎議案第 5 2 号

○議長(平川昌昭君) 日程第 9。議案第52号を議題といたします。

本案に関し、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、7番・後藤君の退席を求めます。

(7番・後藤勲議員 退席)

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長(島田哲男君)(登壇) 議案第52号の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について平成24年度の被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求めるというものでございます。

本年度の被表彰者は、教育文化功労表彰1名、在任功労表彰80名、善行表彰1名、勤続表彰9名の方を11月3日の文化の日に表彰しようとするものでございます。

なお、8月24日開催の標茶町表彰審査委員会において、審査をいただいておりますことをご報告いたします。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第52号、標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について。

平成24年度被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求めるというものでございます。

次ページへまいります。

標茶町表彰条例に基づく被表彰者。

初めに、1、功労表彰です。(ア)教育文化功労であります。地区名、氏名、年齢、事績について申し延べます。

川上、村吉俊一さん、73歳、永きにわたり社交ダンス同好会会長としてダンスの指導及び普及活動に尽力され、本町の芸術文化の振興発展に寄与されたものです。

続きまして、(イ) 在住功労でございます。地区名、氏名、年齢について申し上げます。

常盤、梶川千鶴子さん、73歳。事績であります。50年以上本町に在住し、郷土を愛し勤労に励み町の発展に寄与されたものです。

以下、事績につきましては同じでございますので、省略をさせていただきます。なお、地区名につきましても同じ場合には省略をさせていただきます。

常盤、後藤静枝さん、70歳、三谷勝弘さん、72歳、吉田・さん、74歳、藁谷彌生さん、70歳。川上、鏝谷義一さん、70歳、加藤信一さん、70歳、北浦守さん、77歳。

次ページへまいります。

川上、三浦勝さん、73歳。開運、市川正良さん、81歳、笠井和次さん、77歳、笠井つな子さん、75歳、・野玲子さん、70歳、佐々木隆さん、79歳、佐々木順子さん、74歳、佐藤玉子さん、70歳、澁谷ヨウ子さん、70歳、深山長武さん、70歳、藤巻ツエ子さん、70歳。旭、鏝谷節子さん、70歳、正代寛さん、78歳。

次ページへまいります。

旭、正代イツ子さん、76歳。富士、鎌田克子さん、72歳、中村喜久子さん、75歳、宮下武士さん、70歳。桜、栗野正己さん、70歳、石井ミトリさん、70歳、西條雪子さん、77歳、葉佐昭五さん、77歳、橋本美千枝さん、79歳、原恵美子さん、81歳、日比野・三さん、71歳、福・テツ子さん、73歳、山下妙子さん、70歳。

次ページへまいります。

平和、中川巖さん、76歳、中川ツヤ子さん、70歳。麻生、小渡康子さん、70歳、齊藤京子さん、76歳、田崎和代さん、70歳、中嶋美保さん、80歳、成田賢治さん、70歳。栄、伊藤利慧子さん、75歳。上多和、坂井キミ子さん、71歳。オソベツ、武田美喜子さん、73歳。磯分内、伊藤富夫さん、70歳、大橋京子さん、73歳。磯分内、黒沼俊幸さん、70歳、下谷久義さん、70歳、・橋利雄さん、74歳、嶽ミツエさん、84歳、堀井百合子さん、70歳、山崎節子さん、70歳、横島明美さん、70歳。塘路、川口克紀さん、70歳、高森なみ子さん、71歳、中田ちまさん、86歳、橋場金男さん、70歳。久著呂、小形千一さん、70歳、・橋ヤイ子さん、70歳。

次ページへまいります。

久著呂、増井ヨシ子さん、73歳。虹別、今橋博さん、71歳、木内貞良さん、73歳、木下和子さん、72歳、館トシ子さん、73歳、梶木キミヨさん、75歳、長谷川かをるさん、70歳、深・征さん、74歳、横山八重子さん、77歳。茶安別、稲村薫さん、70歳、田村守さん、70歳、萩原春子さん、70歳。

茶安別、八巻富子さん、73歳。阿歴内、飯・礼子さん、72歳、石川育さん、72歳、押野見梅子さん、70歳、齋藤國夫さん、70歳、・橋クラさん、72歳、谷口多喜子さん、70歳。駒ヶ丘荘、青柳セエ子さん、70歳、竹村智恵子さん、70歳。

続きまして、2、善行表彰であります。地区名、氏名、年齢、事績として申し上げます。千葉県、福井賢さん、80歳。町の振興発展ため多額の寄付をされたものです。

次のページへ移ります。

(何か言う声あり)

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午後 3 時 1 0 分

再開 午後 3 時 3 4 分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（島田哲男君） もう一度申し上げます。続きまして、2、善行表彰であります。地区名、氏名、年齢、事績としまして申し上げます。千葉県、福井賢さん、80歳。町の振興発展のため多額の寄付をされたものです。

次のページへまいります。

3、勤続表彰であります。地区名、氏名、年齢、事績であります。平和、村上徳幸さん、47歳、消防団員として20年以上在職されたものです。塘路、二色勝博さん、52歳、消防団員として20年以上在職されたものです。

以下、事績につきましては同じでありますので省略をさせていただきます。

川上、佐藤光子さん、62歳。常盤、阿部良子さん、61歳。桜、佐々木真理さん、58歳。旭、鴻池智子さん、57歳。麻生、伊藤けさ江さん、61歳。旭、小渡るみ子さん、61歳。虹別、松本禎浩さん、55歳、事績としまして交通安全指導員として20年以上在籍されたものです。

以上、91名の方々を表彰しようとするものであります。

以上で、議案第52号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第52号は、原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 3 時 3 7 分

再開 午後 3 時 3 8 分

(7 番・後藤勲議員 着席)

◎延会の宣告

- 議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りいたします。
本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。
よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。
本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後 3 時 3 9 分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

署名議員 8 番 館 田 賢 治

署名議員 9 番 鈴 木 裕 美

署名議員 10 番 田 中 敏 文

平成24年標茶町議会第 3 回定例会会議録

○議事日程（第 2 号）

平成 24 年 9 月 1 2 日（水曜日） 午前 1 0 時 0 1 分開会

- 第 1 議案第 5 3 号 工事請負契約の締結について
- 第 2 議案第 5 4 号 標茶町防災会議条例及び標茶町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 5 5 号 標茶町集会施設等条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 5 6 号 平成24年度標茶町一般会計補正予算
議案第 5 7 号 平成24年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第 5 8 号 平成24年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 第 5 認定第 1 号 平成23年度標茶町一般会計決算認定について
認定第 2 号 平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について
認定第 3 号 平成23年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
認定第 4 号 平成23年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
認定第 5 号 平成23年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第 6 号 平成23年度標茶町病院事業会計決算認定について
認定第 7 号 平成23年度標茶町上水道事業会計決算認定について
- 第 6 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 7 議案第 5 9 号 教育委員会委員の任命について
- 第 8 議案第 6 0 号 教育委員会委員の任命について
- 第 9 意見書案第 1 2 号 国民の声に耳を傾け、消費税増税の撤回を求める意見書
- 第 1 0 意見書案第 1 3 号 米海兵隊の垂直離着陸輸送機オスプレイの配備撤回を求める意見書
- 第 1 1 意見書案第 1 4 号 野田首相の福島原発事故の「収束宣言」の撤回、福島原発事故原因の徹底究明・検証と北海道泊原発をはじめとする原発の再稼働をしないことを求める意見書
- 第 1 2 意見書案第 1 5 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
- 第 1 3 意見書案第 1 6 号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
- 第 1 4 意見書案第 1 7 号 緊急事態に関する意見書
- 第 1 5 意見書案第 1 8 号 2 次医療圏の設定に関する意見書
- 第 1 6 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）

閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）

第 17 議員派遣について

追 加 議案第 56 号 平成24年度標茶町一般会計補正予算

議案第 57 号 平成24年度標茶町下水道事業特別会計補正予算

議案第 58 号 平成23年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

（議案第56号・議案第57号・議案第58号審査特別委員会報告）

○出席議員（14名）

1 番 松 下 哲 也 君	2 番 長 尾 式 宮 君
3 番 菊 地 誠 道 君	4 番 本 多 耕 平 君
5 番 林 博 君	6 番 黒 沼 俊 幸 君
7 番 後 藤 勲 君	8 番 館 田 賢 治 君
9 番 鈴 木 裕 美 君	10 番 田 中 敏 文 君
11 番 熊 谷 善 行 君	12 番 深 見 迪 君
13 番 川 村 多美男 君	14 番 平 川 昌 昭 君

○欠席議員（0名）

な し

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人

町 長	池 田 裕 二 君
副 町 長	森 山 豊 君
総 務 課 長	島 田 哲 男 君
企 画 財 政 課 長	佐 藤 弘 幸 君
税 務 課 長	武 山 正 浩 君
管 理 課 長	後 藤 英 之 君
住 民 課 長	佐 藤 吉 彦 君
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	妹 尾 茂 樹 君
育 成 牧 場 長	類 瀬 光 信 君
病 院 事 務 長	蛭 田 和 雄 君
教 育 長	吉 原 平 君
教 育 管 理 課 長	高 橋 則 義 君
指 導 室 長	青 木 悟 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君
農 委 事 務 局 長	牛 崎 康 人 君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	玉 手 美 男 君
議 事 係 長	服 部 重 典 君

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（平川昌昭君） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前 10 時 01 分開会)

◎議案第 53 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 1。議案第53号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 議案第53号の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結についてございまして、地方自治法第96条第 1 項第 5 号により議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせご説明いたします。

議案第53号、工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、標茶町開発センター耐震改修建築主体工事です。

資料にまいります。

工事概要、鉄筋コンクリート造 2 階建2,080平方メートル、補強、改修方法は、壁ブレース補強、増設、屋根ブレース補強、増設及び内外装の改修です。工事場所は旭 2 丁目 6 番です。契約金額は5,549万2,500円です。契約の方法は指名競争入札で、入札執行日は平成24年 8 月 31日です。指名業者の状況ですが、丸ホ星工務店、赤坂建設、サトケン、村井建設、葵建設、坂野建設の 6 社で入札を行った結果、一回で落札いたしました。契約の相手方、予定施工業者名は、川上郡標茶町川上 1 丁目22番地、有限会社丸ホ星工務店、代表取締役佐藤正です。竣工予定日は平成24年12月20日です。新規、継続の別は新規です。備考として、予定価格 5,757万1,500円、事前公表で実施いたしました。

以上で、議案第53号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 簡単なことで申し訳ないんですけども、壁のブレース、屋根ブレースというのが初めて聞く言葉なんで、どのような内容か伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

一般的に耐震補強で使われる工法でして、ブレースという形で言いますと、既に実施しております中学校で外側に見えますバツテンにしたり、または、片側だけというケースもある

んですけれども、あれがブレース、ブレースと言っている工法で、あれによって横に揺れる力を抑えてやろうという考え方でして、その構造によって外側からできるケースと内側からやらなきゃならないケースがございまして、開発センターの場合につきましては、鉄筋コンクリート造の二階建になってございまして、厳密にいきますと町民ホール一番広いところになるんですが、ここにつきましては鉄骨構造になってまして、鉄骨構造と事務所とか、その他の会議室等が鉄筋コンクリート造の二種類に厳密にいうと分かれて耐震チェックをしてございます。その中で、ブレース構造で、外側でやる部分が町民ホールの部分であります。それから、町民ホールの屋根、これにつきましては、もともとブレースが天井の部分にバツェンに入ってるんですが、今の構造計算でやり直した場合には、これを補強する必要があるということで、それはそのままにしてさらにブレースをかけるというのが屋根ブレースになりまして、それから町民ホールの壁部分、これも屋根と同じように現状の部分の補強するということで新たにブレースの鉄骨を太くしたりという工事が伴う、これがブレース補強になります。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

10番・田中君。

○10番（田中敏文君） ここに内外装の改修ということでも上がっておりますけれども、中央公民館、開発センターが洪水という部分でも考えられて、浸水された時に腰元5メートルから10メートルほど、そういう災害にあったときに簡単にふき取れるというか、そういう工法も取り入れた改修なのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

内外装改修でございまして、今回の改装につきましては、耐震の補強を中心にやろうということで、この中の内外装改修につきましては、全体的に今議員おしゃられた内部の何かをグレードアップして、というような内外装は今回は入ってございません。補強工事等に伴いまして、部分的に穴を開けなきゃならないとかそういう部分が出てきますので、その部分を直すと、あくまでも今回は耐震補強に関連した部分の発注ということでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第53号は、原案可決されました。

◎議案第 54 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 2。議案第 54 号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君）（登壇） 議案第 54 号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成 24 年 6 月 27 日に施行されたことから、標茶町防災会議条例及び標茶町災害対策本部条例において、一部条文の改正が必要となったこと、あわせて文言整理をいたしたく、条例提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第 54 号、標茶町防災会議条例及び標茶町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町防災会議条例及び標茶町災害対策本部条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次ページへまいります。

標茶町防災会議条例及び標茶町災害対策本部条例の一部を改正する条例。

改正内容の説明に当たり議案説明資料として、条例の新旧対照表を配付させておりますのでご参照いただければと思います。

（標茶町防災会議条例の一部改正）

第 1 条 標茶町防災会議条例（昭和 38 年標茶町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。
次の 2 条中の改正につきましては、防災会議の所掌事務に、防災に関する重要事項を審議することと追加するものでございます。

改正文です。

第 2 条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

（2）町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第 2 条中第 3 号を第 4 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

（3）前号の町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

次の第 3 条中の改正につきましては、多様な主体の意見が反映されるよう、自主防災組織を構成する者又は学識経験者を会議の委員として追加、及び文言整理をするものです。

改正文です。

第 3 条中「もって」を「もつて」に改め、同条第 5 項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第 7 号中「並びに」を「及び」に改め、同項中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

（9）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

次ページに移ります。

次の第 5 条の改正内容は、文言整理です。

第 5 条中「はかつて」を「諮って」に改める。

続きまして、

(標茶町災害対策本部条例の一部改正)

第 2 条 標茶町災害対策本部条例（昭和38年標茶町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正内容は、災害対策基本法の一部改正により、条項移動がなされており、法を引用している条文中の改正をするものです。

第 1 条中「第23条第 7 項」を「第23条の 2 第 8 項」に改める。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第54号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 何点か質問します。

説明資料のほうで、聞きたいんでよろしいですか。

説明資料のほうの第 2 号、町長の諮問に応じてということなんですが、災害対策基本法の改正に伴っていろいろ変わってきたんだと思うんですけども、これは以前なかったことで、町長の諮問に応じて重要事項を審議するということの必要性について説明していただきたい、第一点目は。

具体的に災害が起きた時にどのような場面で、これがどういう想定で行われるのかということをお二点目をお願いします。

それから、右側の改正前の 2 条の 2 号で、当該災害に関する情報収集することというのが改正のほうでは消えているのですが、情報の収集というのはどこで行っていくのかということをお二点目をお願いします。

それから説明資料の次のページなんですけど、9 号の自主防災組織を構成する者というふうになっているんですけど、具体的には現在どういうものがあるって、これからどういうことを想定しているのか、それから、学識経験者の部分については、人数はどの程度のことを考えているのかということをお伺いします。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） 何点かについてご質問いただきました。答弁漏れがございましたら再度ご指摘をいただければと思います。

一点目の第 2 号の町長に諮問する必要性についてでございますが、実際にこれまで防災会議の役割と対策本部町長の部分とのかかわりの部分で、防災組織としての役割が町長にいろんな意見具申をする上で重要ということでの必要性から具体的に町長からの諮問について回答するという、意見を述べるということの諮問機関的な組織ということで、捉えていただければというふうにご考えてございます。

それから、具体的にどのような想定でということでございますが、この部分については町長が実際には災害に対していろんな想定がございまして、あらゆる今までの想定されない部分で、町に対してどのような形態というか地域の安全確保について、専門的な災害対策会議の

意見を募るかということでの想定してのこの項目追加でございますので、何を想定するということでは具体的には現在は特にこれということではございませんのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前 10 時 20 分

再開 午前 10 時 31 分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） 失礼いたしました。

第 2 号の改正で内容が削除されているということでありまふけれども、今回の改正で 3 号、4 号等の改正の中に包括されていると地域の情報等についても包括されているということでご理解をいただきたいと思ひます。

それから、あと一点自主防災組織の中の委員の任命する構成員の中に、自主防災組織と学識経験者を入れたということのご質問でございますけれども、これはこの防災会議の中の多種多様な主体的な意見が、反映されるようなことのために自主防災組織それから学識経験者ということ限定をして委員にするということでの追加でありますけれども、内容的には私どもの町にも、自主防災組織ができつつございます。そういった自主防災組織の方々あるいは、学識経験者を含めての今後の委員の構成としたいという内容でございます。人数的にいいまふと会議の委員構成は現在 20 名以内ということで、その中でそれぞれ発令するということになるかと思ひますのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（平川昌昭君） 12 番・深見君。

○12 番（深見 迪君） そのうち学識経験者が何名なのか、自主防災組織というのは今まであるものと、それからどういふふうになち上げていくのかということ、その面でどういふことを想定しているのかということをもうちよつと詳しく説明してください。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） 自主防災組織についてですけれども、先の総合防災訓練でもそれぞれ自主防災組織の構築といひまふか、それぞれ地域ごとの自主防災組織をどうにか立ち上げていただきたいということも含めての防災訓練でございました。実際に災害が起きると対策本部あるいは、それぞれの役割消防含めてですけれども、地域の方々の災害に対する支援等が実際には即座に動けるということは大変不可能でございますので、それぞれ自分の命は自分で守ることが基本でありますけれども、要援護者を含めて地域の力が必ず必要でございます。そういった意味では、自主防災組織ができることによって、隣近所のそれぞれの共助という部分が全てといひまふけれども、減災のほうにつながるという意味では、自主防災組織の役割というのは大事だと思ひます。これからどのようにこの立ち上げについて、していくかという部分では、先ほど申し上げました総合防災訓練も含めてですけれども、各地域ごとにそれぞれ、これまでも町内会会議等でお願ひしている経過がございます。そういった意味で、それぞれその必要性を含めてご理解をいただきながら、それぞれ自主的にどう

いった地域課題があるのか、あるいはどういった対策が一番いいのかということで、それぞれの地域でお話し合いをする中で、組織化をしていただければというふうに考えております。その部分については、町も協力をする部分では大きく相談をしながら進めていきたいというふうに考えてございます。

人数ですが自主防災組織、または学識経験者ということでひとくくりしてはありますが、現在20名のうち防災会議の組織化については市町村関係者それから市町村関係以外の者等で指定された者等であります。指定行政機関あるいは、陸上自衛隊、北海道知事部局内職員、北海道警察、指定公共機関等で現在構成されておりますけれども、その中で新たにその機関として、学識経験者については新たにこの部分に追加することになりますけれども、1名あるいは、何かと一緒に兼務な形になろうかと思っておりますけれども、現在学識経験者だけ1名ということになるかどうかということはまだ、人選についてこれからの検討となります。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） おおかた今、深見議員のほうから聞かれましたが、第3条で委員をもって約20名で構成するということになってはおりますけれども、そうそうたるメンバーが入っているんですけど、その中に女性が何人いるのか伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） 現在20名のうち16名が防災会議の構成メンバーとなっておりますけれども、女性については現在は任命してございません。

○議長（平川昌昭君） 13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 先ほども課長のほうから答弁の中で要援護者対策だとか災害時に想定される部分ありますし、今後の防災会議とか防災対策をする上で、女性の視点だとか女性の意見だとか、そういうものもやっぱりこれからは必要でないのかなとそういうことを思いますので検討していただきたいなと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 貴重なご意見であります。

私もそのように考えますのでそのような方向で人選に当たりたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

10番・田中君。

○10番（田中敏文君） この中に専門委員という部分があります。ここで何名をもって構成されているのか、またこの専門委員の防災会議においてどのような活動をされるのかお聞きしておきたいのと、防災会議につきまして今後年に何回ほど開催されて、今後どういう近々の防災について進められるかお聞きしておきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） 防災会議の専門委員ということで、第4条のほうで規定してございます。現在、防災会議の中の専門委員ということでは特に発令していることはございませんので、災害等いろんな専門性の部分で防災会議の中で調査することが必要に応じてこの専門委員を発令するということになってはおりますので、現時点では発令してございません。それから年間の回数でありますけれども、年1回防災会議を開いております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。
質疑は、終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。
これより本案を採決いたします。
本案を原案可決してご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。
よって、議案第54号は、原案可決されました。

◎議案第 5 5 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 3。議案第55号を議題といたします。
本案について、提案趣旨の説明を求めます。
住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第55号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、昭和43年12月に阿歴内地域の保健指導及び保健活動の推進、地域活動の拠点等として「阿歴内へき地保健福祉館」が整備されました。

以来地域づくりの拠点として有効に活用されてきましたが、施設の老朽化が進んだこと、また平成 5 年に阿歴内公民館、平成12年にへき地保育所等が整備された後は、それらの施設を中心に地域活動が行われてきております。

今回、地域の確認を得たことから、廃止のための所要の改正をするとともに、一部文言等の見直しを提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第55号、標茶町集会施設等条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町集会施設等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開きください。

標茶町集会施設等条例の一部を改正する条例。

標茶町集会施設等条例 ……

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前 1 0 時 3 8 分

再開 午前 1 1 時 1 4 分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） それでは、26ページの議案から説明させていただきます。
標茶町集会施設等条例の一部を改正する条例。

標茶町集会施設等条例（昭和49年標茶町条例第41号）の一部を次のように改正する。

（何かいう声あり）

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午前 11 時 16 分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 標茶町集会施設等条例の一部を改正する条例。

標茶町集会施設等条例（昭和49年標茶町条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中、名称、位置が記載されてますが、（1）阿歴内へき地保健福祉館、標茶町字阿歴内原野基線136番地 7、（2）上御卒別へき地保健福祉館、標茶町字上オソツベツ原野基線42番地の 1 を（1）上御卒別へき地保健福祉館、標茶町字上オソツベツ原野基線42番地 6 に改める。（1）にありました阿歴内へき地保健福祉館を削除し、上御卒別へき地保健福祉館の位置を一部訂正するものであります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第55号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第55号は、原案可決されました。

◎議案第 56 号ないし議案第 58 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 4。議案第56号、議案第57号、議案第58号を一括議題といた

します。

議題 3 案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 議案第56号の提案趣旨について、ご説明いたします。

本案につきましては、平成24年度標茶町一般会計補正予算第2号でございまして、地域経済の活性化対策、保健予防対策、安全安心対策、教育環境の向上などに資するため、歳入歳出それぞれ1億3,981万4,000円を追加し、総額を106億600万2,000円にしたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、予防接種業務委託として268万5,000円、プレミアム付地域商品券発行補助で450万円、道路補修工事で1億円、スクールバス購入で840万円などを計上いたしました。

他会計への繰出しにつきましては、介護保険事業特別会計サービス事業勘定に552万円を追加いたしました。

なお、一部事務組合への負担金につきましては、川上郡衛生処理組合への負担金で115万1,000円の減額を行なったところであります。

一方、歳入につきましては、地方交付税の増額及び前年度繰越金などを充当し、収支のバランスを図ったところであります。

また、継続費で1件、地方債で2件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

平成24年度標茶町一般会計補正予算（第2号）

平成24年度標茶町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,981万4,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億600万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明を申し上げます。

12ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページからの第1表歳入歳出予算補正については、ただいままでの説明と重複しますので省略させていただきます。

4ページにお戻りください。

第2表 継続費補正であります。

8款土木費、2項道路橋りょう費、標茶中茶安別線道路改良事業で、補正前の総額1億

1,424万円、25年度の年割額9,324万円を、補正後の総額を1億1,524万円に、25年度の年割額を9,424万円にするものであります。

16ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書であります。

8款土木費、2項道路橋りょう費、標茶中茶安別線道路改良事業、全体計画の補正後の計で申し上げますが、24、25の年割額の計1億1,524万円、財源内訳で国道支出金8,066万8,000円、地方債3,450万円、一般財源7万2,000円であります。当該年度支出予定額は2,100万円、翌年度以降支出予定額9,424万円であります。

5ページにお戻りください。

第3表 地方債補正であります。

1、過疎対策事業、補正前の限度額4億3,700万円に、スクールバス購入で410万円を追加し、補正後の限度額を4億4,110万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じであります。

4、臨時財政対策債、補正前の限度額3億2,020万円に1,354万1,000円を追加し、補正後の限度額を3億3,374万1,000円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じであります。

合計で申し上げますと、10億3,910万円に1,764万1,000円を追加し、10億5,674万1,000円とするものであります。

17ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。合計で申し上げますが、当該年度中起債額見込額、補正前の額10億3,910万円に、補正額1,764万1,000円を追加し、補正後の額10億5,674万1,000円とするもので、当該年度中元金償還見込額は10億6,761万2,000円であります。当該年度末現在高見込額は、補正前の額105億9,008万2,000円に、補正額1,764万1,000円を追加し、106億772万3,000円となるものであります。

以上で、議案第56号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第57号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は平成24年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第1号）で、歳出におきましては、1款総務費で、消費税及び地方消費税につきまして、当初予算書では「納付がない」ということで作成しておりましたが、申告書を作成したところ254万1,000円の納付が必要となったことから、追加をさせていただいております。また、磯分内処理場管理費で水洗化工事に伴う「地下水の流入防止対策」として町単独費で計上しておりました「水洗化改造工事補助金」について、国の交付金事業の効果促進事業として認められたことにより、2款公共下水道事業費への組み替えをさせていただくもので、組み替えに当りまして、当初予定していた100万円では今後不足することが予想されるため100万円を追加し、200万円とさせていただいております。歳入につきましては、交付金事業となったことによる補助金の追加を行なって

おります。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成24年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,800万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従い説明いたします。

8 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページをお開きください。

2 ページ、3 ページの第1表歳入歳出予算補正でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第57号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第58号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成24年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）で、保険事業勘定歳出では、平成23年度の地域支援事業交付金の精算及び介護給付負担金の精算に伴う返還で、その財源を平成23年度繰越金で充当するものであります。

介護サービス事業勘定歳出では、デイサービスの車椅子乗降リフト付送迎車両更新に915万2,000円、介護支援専門員の雇用延長に伴う賃金等に149万1,000円を追加し、歳入としまして、地域づくり総合交付金346万5,000円、一般会計繰入金552万円、前年度繰越金165万8,000円をそれぞれ充当するものであります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成24年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,538万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億848万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,064万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,058万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第 2 表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきご説明いたします。

10ページをお開き下さい。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページにお戻りください。

2ページから5ページまでの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」及び「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、省略させていただきます。

以上で、議案第58号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題3案は、直ちに、議長を除く13名で構成する「議案第56号・議案第57号・議案第58号審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題3案は、議長を除く13名で構成する「議案第56号・議案第57号・議案第58号審査特別委員会」に付託し審査することに、決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 3時36分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号ないし認定第7号

○議長（平川昌昭君） 日程第5。認定第1号・認定第2号・認定第3号・認定第4号・認定第5号・認定第6号・認定第7号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました認定7案は、直ちに、議長、監査委員を除く12名で構成する「平成23年度標茶町各会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、閉会中継続審査とすることに、いたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました認定7案は、議長、監査委員を除く12名で構成する「平成23年度標茶町各会計決算審査特別委員会」に付託し、閉会中継続審査とすることに、決定いたしました。

◎諮問第 2 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 6。諮問第 2 号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 諮問第 2 号の提案趣旨の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、人権擁護委員の候補に、次の者を推薦したいので、議会の同意を求めるといふものであります。

住所は川上郡標茶町字塘路32番地39、氏名は石窪しのぶ、生年月日は昭和22年5月3日であります。

お手元に配付いたしました経歴書の説明については省略をさせていただきますが、教員としての豊富な経験を有し、広範な識見に優れ公平、公正な人柄、人望厚く人権擁護委員として適任と考え推薦をいたすものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げ、提案趣旨の説明といたします。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議を行います。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

お諮りいたします。

本案の答申は、「適任と認める」意見といたしたいと思います。

これに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平川昌昭君） 起立全員であります。

よって、本案の答申は「適任と認める」意見とすることに決定いたしました。

◎議案第 59 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 7。議案第 59 号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第 59 号の提案趣旨の説明を申し上げます。

本案につきましても、教育委員会委員の選任についてでありまして、平成 24 年 9 月 30 日をもって任期満了となります教育委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるといふものであります。

住所は川上郡標茶町桜 5 丁目 10 番地、氏名は吉原平、生年月日は昭和 24 年 8 月 3 日、お手元に配付いたしました経歴書の説明については、省略をさせていただきますが、平成 16 年 10 月に教育委員に就任され、教育長としてその行政経験を生かし遺憾なく職責を果たされ今日に至っております。再任を願い一層の指導性をいただきたくご提案いたすものであります。ご同意方お願い申し上げ、説明といたします。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平川昌昭君） 起立全員であります。

よって、議案第59号は、原案同意されました。

◎議案第 6 0 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 8。議案第60号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第60号の提案趣旨の説明を申し上げます。

本案につきましては、教育委員会委員の選任についてでありまして、平成24年9月30日をもって任期満了となります教育委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めているものであります。

住所は川上郡標茶町開運1丁目9番地2、氏名は若月由美、生年月日は昭和41年11月1日、お手元に配付いたしました経歴書の説明については、省略をさせていただきますが、若月氏は子育ての現役として教育への関心も高く、また、栄養士の資格のもと食育に対する熱意、見識も高く、加えて公正な人柄で人望も厚いことから、教育委員として適任と考え提案いたしますのであります。ご同意方お願い申し上げ、説明といたします。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平川昌昭君) 起立全員であります。

よって、議案第60号は、原案同意されました。

◎意見書案第 1 2 号

○議長(平川昌昭君) 日程第 9。意見書案第12号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第12号については、会議規則第37条第 2 項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第12号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第12号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第12号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第12号を採決いたします。

意見書案第12号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

意見書案第12号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平川昌昭君) 起立少数であります。

よって、意見書案第12号は、原案否決されました。

◎意見書案第 1 3 号

○議長（平川昌昭君） 日程第10。意見書案第13号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第13号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第13号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第13号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第13号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第13号を採決いたします。

意見書案第13号を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

意見書案第13号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平川昌昭君） 起立少数であります。

よって、意見書案第13号は、原案否決されました。

◎意見書案第 1 4 号

○議長（平川昌昭君） 日程第11。意見書案第14号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第14号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第14号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第14号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第14号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第14号を採決いたします。

意見書案第14号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

意見書案第14号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平川昌昭君) 起立少数であります。

よって、意見書案第14号は、原案否決されました。

◎意見書案第 15 号

○議長(平川昌昭君) 日程第12。意見書案第15号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第15号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第15号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第15号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第15号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第15号を採決いたします。
意見書案第15号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。
よって、意見書案第15号は、原案可決されました。
なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第 16 号

- 議長（平川昌昭君） 日程第13。意見書案第16号を議題といたします。
お諮りいたします。
議題となりました意見書案第16号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

- 議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。
よって、意見書案第16号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。
お諮りいたします。
議題となりました意見書案第16号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

- 議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。
よって、意見書案第16号については、質疑を省略することに決定いたしました。
これより、討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。
これより、意見書案第16号を採決いたします。
意見書案第16号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。
よって、意見書案第16号は、原案可決されました。
なお、本意見書は、議長において、北海道及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第 17 号

- 議長（平川昌昭君） 日程第14。意見書案第17号を議題といたします。
お諮りいたします。
議題となりました意見書案第17号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第17号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第17号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第17号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第17号を採決いたします。

意見書案第17号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

意見書案第17号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平川昌昭君) 起立多数であります。

よって、意見書案第17号は、原案可決されました。

ただいま可決された本意見書案は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第 18 号

○議長(平川昌昭君) 日程第15。意見書案第18号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第18号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第18号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第18号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第18号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第18号を採決いたします。

意見書案第18号を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第18号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（平川昌昭君） 日程第16。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長（平川昌昭君） 日程第17。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

釧路町村議会議長会主催の町村議会議員研修会が、平成24年11月21日、22日弟子屈町で開催されます。この研修会に全議員を派遣することに、いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第118条の規定により、議員を派遣することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（平川昌昭君） ただいま、議案第56号・議案第57号・議案第58号審査特別委員会・委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第56号・議案第57号・議案第58号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第56号・議案第57号・議案第58号

○議長(平川昌昭君) 議案第56号・議案第57号・議案第58号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第56号・議案第57号・議案第58号審査特別委員会・委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと、認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第56号・議案第57号・議案第58号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長(平川昌昭君) 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(平川昌昭君) 以上をもって、平成24年標茶町議会第3回定例会を閉会いたします。

(午後 3時59分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

署名議員 8 番 館 田 賢 治

署名議員 9 番 鈴 木 裕 美

署名議員 10 番 田 中 敏 文